

3 活力あるいばらきづくり

(1) 日本や世界をリードする科学技術創造立県の実現

① 研究開発の推進と研究成果の社会還元

●中性子ビームラインの産業利用の推進（科学技術振興課）

産業界のユーザーニーズを的確に把握し、装置の研究開発を実施するとともに、新たな利用分野の開拓のため、金属材料の評価や高分子材料の測定・解析等の技術を確立し、成果の創出・新規ユーザーの獲得を図る。

また、「いばらき量子ビーム研究センター」を拠点とし、企業や研究者が活動しやすい環境づくりや産学官連携を推進することにより、中性子の産業利用を促進する。

- (1) 県中性子ビームライン（材料構造解析装置・生命物質構造解析装置）の運営・運転維持管理，技術相談・利用者支援，課題公募・採択，相談窓口の運営等
- (2) 県中性子ビームラインの利用促進
 - ・中性子構造解析の先導的研究
 - ・中性子実験のための科学機器の整備等
 - ・利用者ニーズに対応するための測定手法等の研究，解析ソフトウェアの開発
 - ・学会・展示会等への参加・出展等による広報，啓発

●県内企業の中性子産業利用の促進（産業政策課）

県内中小企業による中性子利用を促進するため、J-PARCの普及啓発や利用相談に応じるとともに、J-PARC周辺機器整備等への参入を支援する。

- (1) 県内中性子利用連絡協議会の運営
 - ・会報等での情報発信や利用相談による中性子利用促進
 - ・中性子技術講演会，成果報告会，技術展示会等の実施
 - ・J-PARC 周辺機器や BNCT 関連機器等への参入促進
- (2) 産学連携による中性子利活用事例創出の支援
 - ・J-PARC の利用に不慣れな中小企業に対して，課題申請から実験，解析まで一貫したサポートを実施。
 - ・中小企業でも分かりやすく実験結果を提示し，利用事例創出を支援。

●ベンチャー企業等の育成（産業政策課）

(1) 投資ファンドによる支援

県，地元金融機関，(独)中小企業基盤整備機構等の出資により，平成 15 年度及び平成 26 年度に組成した投資ファンドを通じ，ベンチャー企業等へ投資を行い，創業の促進及び企業の育成を図る。

	いばらきベンチャー企業育成ファンド	いばらき新産業創出ファンド
ファンド規模	10.1 億円	10 億円
出資期間	約 12 年間 (H16.3～H27.12)	約 10 年間 (H27.3～H36.12)
対象企業	設立 7 年未満のベンチャー企業	ベンチャー企業，中小企業 ※設立年数の要件なし

(2) 新事業促進融資

○創業活動支援枠（ベンチャー創業関係）（新規融資枠 6 億円）

融資対象	茨城県が出資したベンチャー支援を目的とする投資事業有限責任組合の投資を受けたもの
融資限度額	設備資金：2,500 万円 運転資金：2,500 万円（併用の場合は 2,500 万円）
融資期間	設備資金：10 年（うち据置期間 3 年）以内 運転資金：7 年（うち据置期間 2 年）以内
融資利率	償還期間によって，年 1.2～1.5%（保証付き）
保証料補助	保証料の最大 5 割を補助（一部を除く）

○事業革新支援枠（新規融資枠 10 億円）

融資対象	新たな事業の分野へ進出するもの、中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画について県の承認を受け、経営を革新するもの等
融資限度額	設備資金：1 億円 運転資金：3,000 万円
融資期間	設備資金：10 年（うち据置期間 2 年）以内 運転資金：5 年（うち据置期間 1 年）以内
融資利率	償還期間によって、年 1.5～1.8%（保証付き）、年 2.0～2.3%（保証なし）

(3) つくば創業プラザの運営

創業や中小企業の新事業展開を促進するため、つくば創業プラザにおいて、起業家や新たな事業展開を目指す中小企業に対し、事業活動の拠点となる支援室（事務所、研究室）を提供するとともに専門家による助言や必要な支援を行う。（事務室（25 m²）16 室、研究室（50 m²）8 室）

(4) ビジネスプラン発表会

県内外のベンチャーキャピタルや金融機関、事業会社等を相手に、本県ベンチャー企業の有望な技術や事業内容等を紹介し、ビジネスパートナー発掘の機会を提供するビジネスプラン発表会を開催する。

●県立試験研究機関の機能強化（科学技術振興課）

中期運営計画の推進や機関評価の実施により、研究と産業の橋渡し機能の強化や、課題解決型の研究開発等の推進を図るとともに、県内中小企業や大学・研究機関等との共同研究を促進する。

(1) 中期運営計画と機関評価

- ・県立試験研究機関ごとに策定した中期運営計画（H23-27）を推進し、研究機関の役割と業務全体を「見える化」
- ・中期運営計画の取組状況や達成度を評価（機関評価）することにより、研究機関の効率化や業務の質を向上

(2) 課題解決型研究開発プロジェクト推進事業

- ・つくば、東海に集積した最先端の研究シーズについて現場に近い県立試験研究機関等で実用化につながる研究開発、実証試験を実施し、実用化、製品化を促進

●つくば国際戦略総合特区の推進（科学技術振興課）

総合特区で講じられる「規制緩和」や「財政・税制上の特例措置」等を効果的に活用し、「つくばを変える新しい産学官連携システム」を構築するとともに、つくばの科学技術の集積を活用した特区プロジェクトに取り組み、5年以内に目に見える成果を上げることにより、ライフイノベーション・グリーンイノベーション分野で、我が国の成長・発展に貢献する。

●リハビリテーション情報・知識の発信（厚生総務課 長寿福祉課地域ケア推進室）

リハビリテーション医療の向上を図るため、県立医療大学や県立医療大学付属病院のもつ、研究成果等や最新のリハビリ情報・知識を発信するとともに技術支援・指導を推進する。

●ロボットイノベーション戦略の推進（科学技術振興課）

つくばに集積した研究機関等の連携により、ロボットに関する研究開発・実用化支援、普及啓発を行うとともに、研究開発中のロボットに実証フィールドを広く提供するなど、社会実装に向けた実証を推進することにより、本県のロボット産業の育成、振興を図り、地域産業の活性化につなげる。

●科学の甲子園全国大会の開催（科学技術振興課）

本県において科学の甲子園全国大会を開催することにより、理科好きの裾野を広げ、将来の科学技術を支える人材を育成するとともに、本県のイメージアップを図る。

- ・第 5 回科学の甲子園全国大会（平成 28 年 3 月下旬）

②未来の科学技術
を拓く環境
づくり

●科学オリンピック等の開催（科学技術振興課）

本県において科学オリンピック国内大会を開催することにより、全国の高校生を中心とした若者に対し「科学技術創造立県いばらき」をPRするとともに、本県の理数系に優れた能力を持つ生徒を発掘し、その才能をさらに伸ばすことで科学技術を支える人材の育成と確保に資する。

- ・第11回全国物理コンテスト「物理チャレンジ2015」（平成27年8月19日～22日）
- ・国際大学対抗プログラミングコンテストアジア地区予選（平成27年11月28日～30日）
- ・第15回日本情報オリンピック（平成28年2月13日～14日）
- ・第8回日本地学オリンピック（平成28年3月下旬）

●イノベーションキャンパス in つくば2015の開催（科学技術振興課）

日本有数の研究開発拠点である筑波研究学園都市の特色を生かし、全国の高校生を対象に一流の科学者、企業人による講座や交流会、最先端の研究を行っている研究室の見学等を実施することにより、これからの日本を支える人材を育成するとともに、「科学技術創造立県いばらき」を全国にPRし、本県のイメージアップに資する。

- ・実施期日 平成27年8月19日～21日
- ・対 象 全国の高校生 1,000名

●筑波研究学園都市の整備（つくば地域振興課、科学技術振興課）

都市の中央部に、東西6km、南北18kmにわたり、約2,700haの区域を「研究学園地区」として整備され、国の試験研究・教育施設、商業・業務施設、住宅等を計画的に配置されている。また、研究学園地区以外は研究学園地区と均衡のとれた発展を図るよう「周辺開発地区」として整備が進められている。

都市の目標人口は、研究学園地区約10万人、周辺開発地区約25万人、あわせて約35万人である。（筑波研究学園都市人口：平成27年4月1日現在 221,150人）

<研究者の概要>

区 分		研究者総計 (A) + (B)	日本人研究者数 (A) うち博士取得数		外国人研究者数 (B)
国等の機関	国立機関等	483	482	223	1
	独立行政法人	10,170	8,032	4,197	2,138
	大学、共同利用法人	5,819	2,756	2,165	3,063
公益団体等	公益法人等	281	278	114	3
	学校法人	131	73	18	58
民 間		3,547	3,519	872	28
合 計		20,431	15,140	7,589	5,291

出典 「筑波研究学園都市立地機関概要調査 (H26.3)」 「筑波研究学園都市外国人研究者等調査 (H26.3)」

○筑波研究学園都市内工業団地

工業団地名	事業主体	面積 (ha)	立地企業数
東光台研究団地	土地区画整理組合	89.0	35社
筑波西部工業団地	茨城県	101.5	13社
筑波北部工業団地	茨城県	140.8	17社 (分譲中)
つくばリサーチパーク羽成	都市再生機構	5.7	9社
つくばテクノパーク豊里	都市再生機構	69.0	27社
つくばテクノパーク大穂	都市再生機構	41.4	12社
つくばテクノパーク桜	都市再生機構	65.7	6社 (分譲中)

●茨城県科学技術振興財団支援事業の推進（科学技術振興課）

県内の科学技術の振興に寄与することを目的とした(一財)茨城県科学技術振興財団が実施する顕彰事業や科学技術振興事業等を支援する。

- ・研究開発奨励事業（江崎玲於奈賞，つくば賞，つくば奨励賞）
- ・つくばサイエンス・アカデミー事業
- ・科学技術振興事業（茨城県中性子ビームラインの試験研究の技術支援等）

●つくばサイエンスツアーの推進（科学技術振興課）

筑波研究学園都市に立地する研究機関等を貴重な地域資源として捉え、施設のより広範な公開等を促進するとともに、つくばサイエンスツアーオフィスにおいて一元的な情報提供等を行い、県内外からの誘客促進，科学技術の普及啓発等を図る。

<事業内容> つくばサイエンスツアーオフィスにおける情報提供等

- ・見学モデルコースの企画・設定及び見学施設仮予約の手配
- ・見学相談等に対する一元的な情報提供
- ・つくばサイエンスツアーバスの運行支援 等

(2) 国内外の競争に打ち勝つ力強い産業づくり

①産業拠点の競争力向上と企業立地の促進

●戦略的な企業誘致の推進（立地推進東京本部、立地推進室、地域計画課ひたちなか整備室、事業推進課、つくば地域振興課、企業局企画経営室）

雇用の確保や地元企業の受注増、税収の増など、地域経済の活性化を図るため、今後成長が期待される業種や不況に強い業種などに対し、立地推進東京本部を中心に広域交通ネットワークなど本県の優れた立地環境や各種優遇措置をPRしながら、戦略的な企業誘致を推進する。

また、市町村等と連携して立地企業に対する企業訪問を行い、企業活動に関する課題等を抽出して、その対応に努めることで企業の事業環境の改善を図る。

- ・立地推進東京本部を中心とした誘致活動
- ・産業立地セミナー・視察会などの開催
- ・PR資料の作成及び各種メディアを活用した広報活動の推進
- ・県税の優遇措置など各種優遇措置の充実

※立地促進対策補助金、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金、茨城産業再生特区 など

- ・工場等立地促進融資制度の利用促進
- ・企業立地促進法の活用支援
- ・立地企業フォローアップ事業の推進
- ・その他企業のニーズに応じた活動の推進

<工場の立地動向>

年	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
立地件数	92	79	50	39	18	51	147	237
面積 (ha)	165	121	71	190	38	242	646	690

●対日投資の県内誘致促進（国際課）

外資系企業による県内への投資を促進し、雇用の促進、取引の活発化などを通じて、本県の地域活性化を目指す。また、そのための方法の一つとして、国際会議等（MICE）の誘致を進めるための体制を強化する。

- ・対日投資県内誘致研究会の開催
- ・投資誘致の戦略策定のための調査
- ・本県の投資環境について情報発信（英文紹介紙、ホームページ）
- ・外資系企業投資促進セミナーの開催（都内で開催）
- ・進出企業と本県の企業とのマッチング支援
- ・宿泊業者などのグループがMICEの誘致計画を策定し、連携して誘致に取り組む場合の宿泊施設改修費支援

●産業集積地区の形成（事業推進課、地域計画課ひたちなか整備室、企業局企画経営室）

平成 14 年度に策定した「茨城県産業拠点活性化計画」に基づき、高度産業の集積や新産業の創出に向けた取組を進め、競争力ある工業団地の形成を図る。

平成 27 年 3 月末現在

主な工業団地の位置図



	団地名	工業団地 総面積 (ha)
①	南 中 郷	36.7
②	宮 の 郷	90.9
③	那 珂 西 部	45.5
④	常 陸 那 珂	85.9
⑤	茨 城 中 央	176
⑥	茨城中央 (笠間地区)	109.1
⑦	茨 城	29.9
⑧	茨城空港テクノパーク	51.7
⑨	北 浦 複 合	192.7
⑩	つばメテックパークぬい	85.2
⑪	阿 見 東 部	64.7
⑫	奥 野 谷 浜	130
⑬	筑 波 北 部	127.8
⑭	江 戸 崎	43

●鹿島地区の整備（事業推進課）

鹿島臨海工業地帯は、鹿島港を中心として臨海工業団地の整備が進められ、現在、161 社（179 工場）の企業が立地し、本県最大の産業拠点となっている。

これまで、鉄鋼、石油、石油化学などの基礎素材産業が集積する中、鹿島経済特区計画に基づく規制緩和等の取り組みを行ってきたが、我が国の基礎素材産業は、世界経済のグローバル化の進展や各国での大型プラント建設などにより、国際的な競争が激化し、国内では東南アジア・中国等への工場移転による空洞化や事業拠点の再編・集約化が進んでおり、鹿島臨海工業地帯においても原油処理能力やエチレン生産能力を削減するなど厳しい状況に置かれている。

このような状況の中で、鹿島臨海工業地帯が引き続き、我が国経済を支える産業拠点として発展していくためには、立地企業にとってより良い事業環境を整備することなどにより、なお一層の競争力の強化に取り組んでいく必要がある。

また、鹿島臨海工業地帯の工業集積及び人口規模にふさわしいスポーツ・文化、商業・業務、レクリエーション等の都市機能とこれらを支えるインフラを計画的に整備し、魅力ある産業文化都市の形成を図る。

○(仮称)鹿島臨海工業地帯競争力強化プランの策定

基礎素材産業の現状と今後の動向等を調査・分析するとともに、鹿島臨海工業地帯の今後の方向性を検討し、関係者が連携して取り組むべき方策を取りまとめる。

< 鹿島臨海工業地帯企業立地状況 (H27.3) >

	団地名	面積 (ha)	工場数
工業団地 造成事業地域	高松	663	10
	神之池東部	737	30
	神之池西部	406	41
	波崎	274	27
	関連施設用地	44	22
	小計	2,124	130
海浜埋立地	南海浜 (I, II)	258	7
	北海浜 (I, II)	260	24
	小計	518	31
周辺団地	鹿島三浜ほか(※)	188	11
	奥野谷浜	86	7
	小計	274	18
合計		2,916	179

※ 波崎第2及び北公共埠頭地区を含む

●工業用水道の整備 (企業局業務課)

工業用水は産業活動にとって、もっとも基礎的な要素である。豊富な工業用水の安定的な供給は、工業の発展と地域振興に必要不可欠である。また、工業用水道は、地下水の過剰くみあげによる地盤沈下など地下水障害の防止にも役立っている。

< 事業概要 >

名 称	那珂川工業用水道事業	鹿島工業用水道事業	県西広域工業用水道事業	県南広域工業用水道事業	県央広域工業用水道事業	合 計
給 水 区 域	(2市) 2市	(2市) 2市	(14市町) 13市町	(12市町村) 5市町	(7市町村) 3市村	(30市町村) 22市町村
給 水 先	6社9事業所	66社74事業所	109社119事業所	50社53事業所	12社14事業所	235社269事業所
1日最大給水量	(76,680 m ³) 76,680 m ³	(960,000 m ³) 885,000 m ³	(85,000 m ³) 85,000 m ³	(80,000 m ³) 40,000 m ³	(62,000 m ³) 46,000 m ³	(1,263,680 m ³) 1,132,680 m ³ 90%
取 水 河 川 等	那珂川	北浦・鯉川・地下水	霞ヶ浦・小貝川	霞ヶ浦	那珂川	—
給 水 開 始	昭和41年10月	昭和44年2月	昭和63年4月	平成9年7月	平成13年10月	—
建 設 期 間 (改築期間)	昭和37~平成7年度 (平成24~33年度)	昭和41~平成6年度 (平成21~33年度)	昭和55~平成28年度	昭和60~平成28年度	平成7~28年度	—
平成27年度の 主な事業内容等	・管路更新(耐震化) 事業	・鯉川浄水場改築事業 ・管路更新(耐震化) 事業	・非常用自家発電設備 整備 ・配水管布設工事 ・管路更新(耐震 化)事業	・管路更新(耐震 化)事業	—	—

(注) 1 「給水区域」の欄の()は給水予定市町村

(注) 2 「給水先」は平成27年4月1日現在の給水契約事業所

(注) 3 「1日最大給水量」は平成27年4月現在の施設能力。()内は計画の施設能力

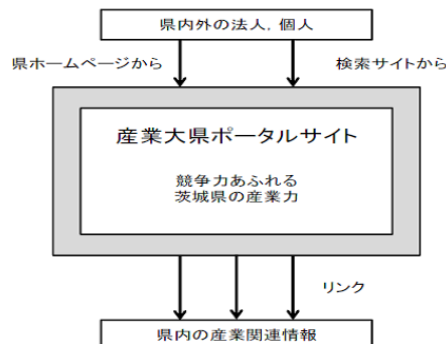
●産業大県ポータルサイトの運営（産業政策課）

(1) 産業大県ポータルサイトの目的

本県の産業に関連する情報を一元的にまとめたポータルサイト（窓口）を運営することにより、産業振興に係る支援策や産業基盤の整備、科学技術等の情報を発信し、県内産業の活性化を推進する。

(2) ポータルサイトからアクセスできる情報

中小企業支援策、工業団地、交通ネットワーク体系、科学技術、ものづくり技術、名産品、観光、求人情報等。



●首都圏中央連絡自動車道の整備（道路建設課）

都心より半径 40km から 60km 圏の主要都市を環状に結び、首都圏の交通を分散させ、都心の交通渋滞の緩和に資する一般国道自動車専用道路である。

(1) 全体計画

- ・区間 神奈川県横浜市～千葉県木更津市
- ・延長 約 300km
- ・規格 一般国道の自動車専用道路、4～6車線、設計速度 80～100km/h

(2) 県内計画

- ・区間 埼玉県境（五霞町）～千葉県境（河内町）
- ・延長 約 71km
- ・通過市町村 五霞町、境町、坂東市、常総市、つくば市、牛久市、阿見町、稲敷市、河内町

(3) 経緯

区 間	延 長	経 緯
埼玉県境～境古河 I C	約 9km	H6年度事業化 H9.2整備計画決定 H27.3供用開始
境古河 I C～つくば中央 I C	約 28km	H6年度事業化 H9.2整備計画決定
つくば中央 I C～つくば J C T	約 4km	H6年度事業化 H9.2整備計画決定 H22.4供用開始
つくば J C T～つくば牛久 I C	約 2km	H3年度事業化 H9.2整備計画決定 H15.3供用開始
つくば牛久 I C～牛久阿見 I C	約 6km	H3年度事業化 H9.2整備計画決定 H19.3供用開始
牛久阿見 I C～阿見東 I C	約 6km	H3年度事業化 H9.2整備計画決定 H19.3供用開始
阿見東 I C～稲敷 I C	約 6km	H3年度事業化 H9.2整備計画決定 H21.3供用開始
稲敷 I C～稲敷東 I C	約 6km	H3年度事業化 H9.2整備計画決定 H26.4供用開始
稲敷東 I C～千葉県境	約 4km	H4年度事業化 H9.2整備計画決定 H26.4供用開始

(4) 有料道路事業（東日本高速道路株）

- ・平成 14 年 3 月事業許可（つくば中央 I C～稲敷 I C 約 24km）
- ・平成 23 年 6 月事業許可（東北道～つくば中央 I C、稲敷 I C～東関道 約 68km）

(5) 平成 27 年度事業概要

- ・境古河 I C～つくば中央 I C（約 28km）用地買収、工事

②競争力あるものづくり産業の育成

●成長分野への進出促進（産業政策課）

今後、需要拡大が期待される成長分野（次世代自動車、環境・新エネルギー、健康・医療機器、食品）への県内中小企業の進出を促進するため、それぞれの分野ごとに必要な情報の提供や大手企業等への技術提案支援を行うほか、産学連携・異分野連携を促進し、新たな技術開発・製品開発につなげる。

(1) いばらき成長産業振興協議会の運営

- ①成長分野に関連する国、業界、研究機関等の情報提供
- ②分野進出のパートナーとなる大手企業等との交流促進
- ③各研究会における具体的な技術開発、製品開発の推進
- ④進出企業等のニーズ把握及びマッチング機能の強化
- ⑤成長分野進出事例の紹介と会員企業の技術力等のPR
- ⑥「ロボット技術」に関する技術・市場動向等の把握及び技術開発の支援

(2) 医療大学との連携による機器開発の促進

- ①機器開発促進のための検討会議を設置・運営

(3) 「糸引きの少ない納豆」の海外展開等

- ①海外市場への「糸引きの少ない納豆製品」の販路拡大支援
- ②健康・介護食品市場に対応した「糸引きの少ない納豆」の製品開発及び販路拡大支援

●中小企業のものづくり技術高度化の支援（産業技術課）

(1) 中小企業テクノエキスパート派遣事業

新技術開発や生産現場の改善等を支援するため、大企業OB等の専門家（テクノエキスパート）を中小企業の実業現場に派遣し、技術指導等を行う。また、競争的資金の獲得を目指す中小企業からの相談に応じるほか、有望な研究開発案件についてはテクノエキスパートを活用して、競争的資金の申請に必要な研究計画等の策定を支援する。（実施機関：（公財）茨城県中小企業振興公社）

(2) オンリーワン技術開発支援事業

独自技術を保有する中小企業の育成を図るため、工業技術センターが受託研究・共同研究等を実施することにより、企業の新製品・新技術開発を支援する。

(3) ものづくりマッチング支援事業

本県のものづくり産業を大手企業へ売り込んでいくほか、優れた技術を有する中小企業と大手企業とのマッチング等を実施し、受注機会を確保するとともに、販路拡大を支援する。（実施機関：（公財）茨城県中小企業振興公社）

- ・専門家（ビジネスコーディネーター）による大手企業への営業活動や、自動車関連産業への参入支援のための技術指導等を実施する。

(4) いばらきサロン活動強化事業

つくばのシーズから中小企業が必要とする有用な技術を実用化に繋げるため、技術相談や研究情報等の提供、研究者と中小企業のネットワーク構築を支援する。

- ・新製品・新技術の開発支援（大学・研究機関との共同研究や競争的資金獲得の支援、工業技術センターによる技術相談）
- ・情報提供（つくば地区の研究・技術情報収集・提供）
- ・異業種交流と共同研究開発の支援（つくば産業フォーラムの運営）

(5) 地域産業サポート人材開発事業

生産管理などの体系的な知識と現場改善を指導する方法を総合的に学習する「いばらき生産性向上人材育成スクール」を開設し、中小企業の実業現場の改善を担う中核人材の育成を推進する。（実施機関：（公財）茨城県中小企業振興公社）

(6) 中小企業・小規模事業者経営基盤強化事業

競争的資金を活用し、新たな製品の開発や生産性向上等を図る中小企業を支援するため、相談員を新たに雇用し、相談対応や申請書作成支援を行う。

●中小企業の海外販路開拓支援（産業政策課）

県内中小企業の海外販路開拓のため、（公財）茨城県中小企業振興公社に専門家を配置して、中国及び東南アジアへ派遣し、海外展示会などにおける商談支援に加え、出展後の海外バイヤー等へのフォローアップを充実させ、販売先の確保をきめ細かく支援する。

- ・輸出拡大支援員2名の配置
- ・派遣対象国は、食品系がシンガポールとベトナム、ものづくり系が中国とタイ
- ・支援企業ごとに、方針づくりから海外の営業活動、契約締結までを支援

●中小企業の海外進出支援（産業政策課）

県内中小企業の海外展開支援を強化するため、ジェトロ茨城貿易情報センターとの共働や海外進出サポート協議会の設置、シンガポールへの職員派遣を行う。

(1) ジェトロ茨城貿易情報センターの主な業務

- ・ジェトロ職員や貿易アドバイザーによる貿易投資相談
- ・海外展開に係るセミナーや研修会の開催
- ・海外バイヤー招聘・商談会開催、海外ミッション派遣 等

(2) 海外進出サポート協議会の主な役割

- ・海外進出している県内企業間での情報交換や交流の促進
- ・参加企業によるこれから海外進出を検討する企業に対するサポート 等

(3) 常陽銀行シンガポール駐在員事務所派遣職員の主な業務

- ・東南アジア全体の情報収集、進出企業に対する情報提供
- ・海外進出サポート協議会や県人会等のネットワークづくり
- ・海外展示会への出展支援 等

●コンテンツ産業の振興（産業政策課）

産業構造の変化に対応し、本県産業の活性化を図るためには、これまでの製造業の振興に加え、今後の成長が期待されるソフト分野の産業振興に取り組んでいくことが重要であることから、クリエイターの育成やクリエイターのビジネス展開を支援し、コンテンツ産業の振興を図る。

(1) 「いばらきクリエイターズハウス」の管理運営

(2) 入居者向け勉強会等の実施・人材の発掘

- ・第一線で活躍するクリエイター等を招聘した分野別勉強会等の開催
- ・県内の大学等との連携によるクリエイターの育成・発掘

(3) クリエイターの作品発表支援

- ・入居するクリエイターと大手コンテンツ制作会社、地場産業等とのマッチング
- ・入居するクリエイターや本県に縁のあるクリエイターの作品を集めた展示商談会の開催

(4) コンテンツ関係のコンテスト開催

●知的財産の利活用の推進（科学技術振興課、産業技術課）

知的財産の有効活用を図るため、知的所有権センターにおいて特許等の出願に関する相談に応じるとともに、特許に関する情報提供や大学・研究機関等の未利用特許等の紹介、斡旋等を行う。（実施機関：（公財）茨城県中小企業振興公社）

また、県が保有する知的財産についても、適切な運用管理や、企業等への統一的なPRを通じて一層の利用促進を図る。

- ・知財情報の提供、専門家による知財相談
- ・大学、研究機関等の未利用特許等の企業への移転斡旋
- ・シーズ実用化検討会の開催
- ・県有知的財産に係る利用促進方策の適切な運用

●中小企業のデザイン開発力向上の支援（産業技術課）

デザインセンターにおいて、デザイン相談や開発支援等を行い、中小企業のデザイン開発力の向上を支援する。

- ・デザインコーディネーターによるデザイン開発相談
- ・いばらきデザインセレクションの選定
- ・いばらきデザインフェアの開催
- ・デザインに係る講座や実習等を実施

●いばらき産業大県創造基金事業（産業政策課、産業技術課、中小企業課）

（公財）茨城県中小企業振興公社に造成した「いばらき産業大県創造基金」の運用益により、中小企業等が行う地域資源の活用による新商品開発や大学等との連携による新製品開発、さらには新時代に対応した新たなサービス産業の創出等への取組に対し支援を行う。

<事業概要>

基金管理者：（公財）茨城県中小企業振興公社

基金総額：75 億円

助成事業：

(1) いばらき地域資源活用プログラム

本県の強みとなる農林水産物、産地技術、観光資源などの地域産業資源等を活用した新商品開発や創業、展示会出展等の販路拡大のための取組を支援

(2) いばらきものづくり応援プログラム

大学等と連携して行う新製品開発や、展示会出展、国際認証取得等の販路拡大のための取組を支援

(3) いばらきサービス産業新時代対応プログラム

介護や福祉、子育て支援等の社会的課題を解決するソーシャルビジネスなど、時代のニーズに対応した新たなサービスの事業化や展示会出展等の販路拡大のための取組を支援

●いばらき産業大賞の運営（産業政策課）

(1) いばらき産業大賞の目的

本県産業の発展を支え、地域経済の活性化に対する貢献が顕著であると認められる企業等を表彰することにより、受賞した企業の更なる発展を支援し、競争力あふれる産業大県づくりを推進する。

(2) 表彰

いばらき産業大賞及び同奨励賞

③生活を豊かにする商業・サービス産業の育成

●中心市街地の活性化（中小企業課）

中心市街地における都市機能の増進及び商業機能の強化を一体的に推進するため、中心市街地活性化法に基づく市町村の基本計画作成及び商工会・商工会議所等が行う活性化への取り組みに対して支援を行う。

<事業の概要>

○中心市街地活性化対策連絡会議事業

中心市街地活性化の促進を図るため、市町村及び関係団体等とともに、各市町村の活性化に向けた多様な取り組みに関する情報交換を行う。

●地域商店街の活性化（中小企業課）

(1) 商店街活力向上支援事業

①商店街活性化コンペ事業

活性化の取組を公募し、公開審査会により選定された優れた取組を支援する。

補助対象	任意グループ、商店街団体等（県直接補助）
対象事業	若手事業者等が実施する斬新で効果的な活性化事業
定額補助	最優秀プラン：1,500千円×1事業、優秀プラン：1,000千円×4事業以内

②魅力ある商店街づくり支援事業

地域資源や消費者ニーズ等を踏まえた活性化プランの策定及びプランに基づく活性化事業について、市町村とともに継続支援する。

補助対象	市町村（商店街団体等への間接補助）
対象事業	商店街活性化プラン策定、プランに基づく活性化事業
補助率	県40%
補助限度額	1年目：900千円/年 2,3年目：1,200千円/年 補助期間：最大3年間

③商店街再生総合支援事業

買物の場・地域コミュニティの拠点としての活性化に向けた取組に対して、市町村とともに継続支援する。（平成25年度からの継続事業のみ）

補助対象	市町村（商店街団体等への間接補助）
対象事業	賑わいづくり、コミュニティづくり、個店の経営力向上等の事業等
補助率	県40%
補助限度額	2,500千円/年 補助期間：最大3年間

(2) 商店街等復興応援事業

活性化事業に取り組む商店街等に対し、応援チームを派遣してイベントの企画・実施等を支援するとともに、専門家をアドバイザーとして派遣して助言・指導を行うほか、ホームページで商店街情報を発信する。

- ・商店街応援チームの設置（4名）・派遣
- ・商店街活性化アドバイザーの派遣
- ・商店街ポータルサイトによる情報発信

(3) いばらき商人塾事業

中小商業及び商店街の活性化を促進するため、魅力ある個店づくりに取り組むための実践的知識を修得する研修、及び商店街リーダーが商店街活性化手法等を修得する研修を実施する。

①あきんど育成コース（事業者向け研修）

- ・対象者：商店主、後継者等
- ・研修内容：顧客満足度向上、集客力・販売力強化、効率的店舗経営等の手法等

②商店街コンダクター育成コース（商店街リーダー向け研修）

- ・対象者：商店主、まちづくり団体関係者等
- ・研修内容：リーダーのあり方、地域住民との連携策、地域課題への対応策等

●サービス産業生産性・付加価値向上の促進（中小企業課）

産学官連携による生産性や付加価値向上に向けたモデル事業を実施し、その成果の普及を図るためのセミナーを開催することにより、中小サービス事業者の生産性・付加価値の向上に向けた取組を促進する。

(1) 産学官連携によるモデル事業

サービス工学を研究する国立大学法人筑波大学大学院及び国立研究開発法人産業技術総合研究所と連携して、これらの機関が有する科学的・工学的手法を活用したモデル事業を実施し、成果を報告書等で紹介する。

- ・対象者：中小サービス事業者（3事業者程度）

- (2) サービス産業生産性・付加価値向上セミナーの開催
モデル事業の取組成果等を広く普及する等のために、セミナーを開催（年1回）
・対象者：中小サービス事業者、商工会等の支援機関等

●大規模小売店舗立地法の運用（中小企業課）

大規模小売店舗立地法に基づき、大型店設置者に対して、学識経験者による審議会等の結果を踏まえ、交通対策、騒音対策、廃棄物対策など、周辺地域你的生活環境の保持について適正な配慮を求める。

●いばらき産業大県創造基金事業（産業政策課、産業技術課、中小企業課）【再掲 P. 94 参照】

④地場産業・特
製品の育成

●地場産業等の育成（産業技術課）

地場産業の育成を図るため、伝統的工芸品産業や地場産業の組合、中小企業者グループによる新商品開発や販路開拓、後継者育成等の取り組みを支援する。

- ・地場産業組合等が実施する新商品開発、販路開拓等の事業に助成（補助率1/2）
- ・地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に基づく事業者認定による販路開拓支援
- ・東日本大震災により被災した地場産業の振興、産地イメージ向上を図るため、新たな販路開拓に資する事業を実施

●笠間陶芸大学校の開設準備等（産業技術課）

県立笠間陶芸大学校の平成28年4月開校に向けた体制整備と周知活動を行う。

- (1) 特任教授・外部講師による新カリキュラムの試行・検証
手びねり・タタラ等の技法や外部講師による特別講座等、大学校で本格的に導入する内容を試行し、新カリキュラムの実施準備を行う。
- (2) 広報・宣伝活動及び第1期生の募集・入学試験の実施
特任教授による県内外美術大学等訪問PRのほか、第1期生の募集等を行う。
- (3) 機器・設備の購入、設置等
必要となる機器・設備の購入及び老朽設備の更新・修繕等を行う。

●地域資源活用・農商工等連携の推進（産業政策課、販売流通課）【再掲 P. 96 参照】

⑤経営革新の促
進と経営基
盤の強化

●経営革新の促進（中小企業課）

中小企業の経営力強化を図るため、新商品の開発や新たな生産又は販売方式の導入などによる経営革新を促進する。

<事業の概要>

「中小企業新事業活動促進法」に基づき、中小企業が策定した経営革新計画を県が承認する。

- ・商工会等において経営革新セミナーを開催する。
- ・県、金融機関、支援機関等で構成する「茨城県中小企業経営革新協議会」により、経営革新計画承認制度の普及や計画策定支援を行う。
- ・計画承認企業に中小企業診断士等の専門家を派遣し、計画実現のための指導・助言を行う。
- ・経営革新計画を実施した結果、顕著な実績をあげた企業を表彰し、県内中小企業に経営革新の取組み効果を周知する。

●地域資源活用・農商工等連携の推進（産業政策課、販売流通課）

農林水産物や鉱工業品、観光資源などの地域資源の活用や、農林漁業者と商工業者等との連携による新商品開発等の取組を促進するため、農林漁業関係団体や商工関係団体、金融機関等で構成する全県的な推進組織や、いばらき産業大県創造基金を活用した支援、地域資源活用・農商工等連携推進員による支援等を行う。

●経営課題の解決（中小企業課）

経営革新を目指す中小企業や創業予定者に、中小企業診断士などの専門家（マネジメントエキスパート）を派遣し、経営課題の解決を図る。

●中小企業等の新事業創出支援（産業政策課）

創業や中小企業の新事業展開を促進するため、（公財）茨城県中小企業振興公社に、総合相談窓口「ベンチャープラザ」を設置し、専門家等によるきめ細かな支援を行う。

(1) 総合相談窓口運営

創業や経営革新、資金調達、技術開発、販路開拓など、中小企業者等が抱える様々な課題の解決を図るため、経営や技術の専門家等による継続的な支援を行う。

(2) いばらき創業塾開催

創業を目指す者又は創業間もない者を対象に、起業活動に必要な知識の習得を図る研修会を開催するとともに、ビジネスプラン発表会を実施する。

●小規模企業等の経営力向上の促進（中小企業課）

小規模企業等の経営者・後継者等に対し、経営に関する知識を体系的に修得する研修を実施することにより、小規模企業等の経営力の向上を図る。

<研修内容等>

- ・研修時間：40 時間（2 時間／回×20 回）程度 ※19～21 時開催
- ・カリキュラム：経営戦略，財務分析，資金計画，マーケティング，IT活用，経営革新，リスクマネジメント，演習 等
- ・公開講座及び交流会の開催

●金融支援の拡充・強化（産業政策課）

平成 27 年度においては、東日本大震災復興緊急融資の継続実施や県制度融資の債務の一本化により月々の返済負担の軽減を図る借換融資の必要な融資枠を確保することなどにより、厳しい経営環境にある県内中小企業の資金繰りを支援する。

○東日本大震災復興緊急融資（新規融資枠：H27 当初 240 億円）

融資対象	東日本大震災や原発事故により、直接被害や間接被害・風評被害を受けた場合
融資限度額	設備資金：8,000 万円，運転資金：8,000 万円，併用：8,000 万円
融資期間	10 年以内（うち据置期間：設備資金 3 年以内，運転資金 2 年以内）
融資利率	償還期間によって，年 1.2～1.5%（保証付き）
保証料補助	保証料の 5 割を補助

○借換融資（新規融資枠：H27 当初 340 億円）

融資対象	次の要件のいずれにも該当するもの ①事業計画を有し，借換えにより月々の返済額が軽減され，資金繰りの安定化や経営改善に取り組む者 ②県制度融資に複数の借入れを行っている者 ③県制度融資について元金償還が 1 年以上経過している者 など
融資限度額	既往融資残高及び借換に係る諸費用
融資期間	運転資金 10 年以内（うち据置期間 1 年以内）
融資利率	償還期間によって，年 1.5～1.8%（保証付き）
保証料補助	保証料の 1 割を補助（一部を除く）

⑥産業を担う人
づくり

●技術・技能の継承の促進（職業能力開発課）

(1) いばらき名匠塾事業

団塊の世代に属するベテラン技能者から次代を担う若年技能者に対して技術・技能を継承する場として「いばらき名匠塾」を開設することにより、技能の伝承や後継者不足等の問題に対応し、「産業大県いばらき」づくりの推進に寄与する。

- ・技能検定試験 1 級取得などをめざした訓練
- ・機械系，金属加工系，電子技術系職種など
- ・1 コースあたり定員 5 名以内
- ・対象者は中小企業等で働く中堅青年技能者（概ね 20 代から 30 代）
- ・ものづくりマイスターや全技連マイスター，高度熟練技能者等の優れた技能者を講師とする

(2) ものづくり振興・人材育成事業

優れた技能を有し、技能の継承や人材育成の活動ができる者を「ものづくりマイスター」に認定し、その活動を通じてものづくりの振興を図る。また、高校生を対象にものづくり等の事業所において職業体験を行い、若者の職業意識の涵養を図る。

- ・ものづくりマイスター認定数（H12～26）731 名
- ・ものづくりマイスター技能講習会の開催
- ・ものづくり体験教室の開催
- ・ジュニア技能インターンシップ事業（高校生対象）の実施

●職業訓練の充実（職業能力開発課）【再掲 P. 69 参照】

⑦雇用・就業環
境の整備

●雇用・就職の促進（労働政策課）

いばらき就職・生活総合支援センター及び各地区センターにおいて、就職相談からキャリアカウンセリング、能力開発支援、職業紹介まで一連の就職支援サービスを提供する。

また、若年者や女性、中高年齢者、障害者に対して各種事業を実施し、就職を促進する。

さらに、いばらき就職・生活総合支援センターにおいて、就職支援と併せ、生活に関する相談業務を行うなど、求職者に対する総合的な就職・生活支援を行う。

(1) いばらき就職・生活総合支援センター及び各地区センターの就職支援

就職相談等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアカウンセラー及び就職相談員による就職相談，職業紹介等の実施 ・各センターに配置した求人開拓員による求人情報の収集 ・各地区センターから遠距離の市町村への出張相談の実施
若年者等の正規雇用支援	<ul style="list-style-type: none"> ・職業意識の形成や基礎能力の習得を図るセミナーの実施 ・年長フリーターや離職者に対する就職支援セミナーや就職面接会の実施 ・高校との連携による高卒未就職者の登録及び就職支援の実施 ・高校生等に対する就職支援セミナーや大学との連携による出張セミナーの実施

(2) 若年者等に対する就職支援

若年者等の就職を支援するため、大卒等就職面接会を開催する。

また、未就職卒業者の早期就職を図るため、就職に必要な基礎研修と企業内研修により正規雇用を支援する。

「大好きいばらき企業説明会・就職面接会」の開催	大学卒業予定者等を対象として開催
大卒等未就職者人材育成事業の実施	平成 27 年 3 月卒業及び既卒 3 年以内の大卒等未就職者を支援するため、社会人として必要なビジネスマナーなどの基礎研修を実施した後、企業等へ派遣し、企業等で必要なスキルを学び、派遣先企業での早期の就職につなげる。

(3) 女性の就職支援

育児等を理由に離職した女性の再就職を支援するため、女性が就職しやすい県内企業を募った就職面接会を開催するとともに、いばらき就職・生活総合支援センター（水戸市）にマザーズ相談窓口を設置して円滑な就職を支援する。

(4) 高齢者の就職支援

就職を通じて社会参加や生きがいの充実を希望する高齢者に、臨時的・短期的仕事を提供するシルバー人材センターの運営に対し助成する。

(5) 障害者の就職支援

障害者の雇用促進を図るため、障害者就業・生活支援センターの充実に努めるとともに、国等と連携して、障害者就職面接会や職場適応訓練を実施する。

●雇用機会の創出（労働政策課）

国の交付金を財源に造成した「茨城県雇用創出等基金」を活用し、東日本大震災等の影響により離職した被災者等を雇用する震災等緊急雇用対応事業を実施するとともに、被災地域において将来的に地域の雇用創出の中核となることが期待される事業の事業主が被災求職者を雇用する場合に、産業政策と一体となった雇用面からの支援を行う事業復興型雇用創出事業を実施し、雇用機会の創出を図る。

また、大卒等未就職者に対し、雇用したうえで地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う取り組みのほか、賃上げや非正規職員の正規化など従業員の処遇改善を図る企業の取り組みを支援する。

●いばらき労働相談センターの運営（労働政策課）

勤労者をとりまく厳しい状況に対応するため、労使がより相談しやすい体制を整備するとともに、いばらき就職・生活総合支援センターと連携した支援を行うための労働相談窓口を設置する。

いばらき労働相談センター	水戸市三の丸1-7-41 いばらき就職・生活総合支援センター内 平日：9：00～20：00 土日：10：00～16：00
--------------	---

●地域産業を支える人材の確保（労働政策課）

本県産業を担う人材の確保・定着を図るため、インターンシップの実施をはじめ、都内学生等を対象とした合同就職面接会の開催や県内学生向け企業セミナーの実施等により、本県へのU I Jターンと地元定着を促進する。

●仕事と生活の調和の推進（労働政策課）【再掲 P. 13 参照】

(3) 日本の食を支える食料供給基地づくり

①消費者との信頼関係の構築

●茨城農業改革の推進（農業政策課）

茨城農業改革大綱（2011-2015）に基づき、「安全・安心」で「高品質」な農産物の提供やエコ農業茨城の推進、競争力のある産地づくり、担い手の確保・育成、都市と農村との交流活動の促進などを進めるとともに、引き続き、原発事故による風評の払拭に努める。

●農産物の生産管理の徹底（産地振興課）

安全・安心ないばらきの農産物を消費者に供給するため、農産物の生産工程を管理するGAP手法を生産現場へ普及し、適正な生産管理の徹底を推進する。

●農産物の安全性の確保（産地振興課）

放射性物質の影響から農林水産物の安全性を確保するため、検査体制を維持継続し、検査結果の迅速かつ分かりやすい公表を行う。

●安全・安心な畜産物の生産（畜産課）

消費者に信頼される安全・安心な畜産物を生産するために、牛海綿状脳症（BSE）関連対策の推進、生産履歴情報の公開、畜産物の放射性物質検査と結果の公表などを推進する。

(1) 牛海綿状脳症（BSE）関連対策の推進

- ・48か月齢以上の死亡牛全頭についてBSE検査を実施

(2) 県産牛の生産情報公開システムの活用推進

- ・県産牛の生産・飼養管理情報を消費者の誰もが検索できるトレーサビリティシステムの活用推進

(3) 畜産物の放射性物質検査と結果の公表を推進

- ・牛乳、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵の放射性物質検査と結果の公表を推進

●高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化（畜産課）

茨城県産の鶏卵、鶏肉の安全を確保するため、高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策を実施する。

(1) 発生予防対策

- ・異常鶏発見時の早期通報の徹底と死亡羽数の報告
- ・農場の飼養状況の定期的報告と農場立入検査（年1回以上）

(2) 侵入・監視体制

- ・鳥インフルエンザの侵入リスクが高い地域の農場を選定し、毎月検査
- ・100羽以上を飼養する全ての農場について、年1回検査
- ・湖沼に飛来する水禽類やカラスなど留鳥の検査

(3) まん延防止対策

- ・万一の発生に備えた防疫シミュレーションの実施や防疫資材の備蓄、防疫対応マニュアルの整備、応援協定の締結

●エコ農業茨城の推進（産地振興課、販売流通課、畜産課、農村計画課）

本県農業が、今後とも県内のみならず首都圏への食料供給という責務を担い、持続的な発展を遂げていくため、率先して農村の環境保全活動と環境にやさしい営農活動を地域ぐるみで一体的に進める「エコ農業茨城」を全県的に推進する。

(1) エコ農業茨城の全県的推進

○エコ農業茨城の推進

- ①地域におけるエコ農業茨城の取組の推進
- ②化学肥料と化学合成農薬の5割以上を削減するための作物別栽培技術指針の策定
- ③エコ農業茨城の取組やエコ農産物の県内外へのPR
- ④エコファーマーの認定推進と認定者への技術的支援

○エコ農業茨城の取組への支援

- ①生物多様性等の保全に効果のある営農活動に必要な掛かり増し経費への支援
- ②畜産環境負荷削減対策の推進
- ③農業排水の再利用による循環かんがいシステムの構築及び普及

(2) 事業の概要

事業名	事業概要
エコ農業茨城拡大推進事業	環境保全活動と環境にやさしい営農活動を一体的に行うエコ農業茨城の取組を推進するとともに、そこで生産される「いばらきエコ農産物」を県内外の消費者等にPRを行い、本県農業・農村・農産物のイメージアップを図る。 また、化学肥料と化学合成農薬の5割以上を削減するための栽培技術を確認するとともに、「茨城県有機農業推進計画」に基づく、有機農業の取組を進める。
環境保全型農業直接支払事業	化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止、生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し支援を行う。
資源リサイクル畜産緊急対策事業	高品質な堆肥の生産・流通を促進し、家畜排せつ物の適正利用を図るために必要な施設・機械等の整備を支援することにより、畜産業に起因する負荷低減を進める。
農業排水再生プロジェクト事業	霞ヶ浦の水質浄化を推進するため、霞ヶ浦から直接または流域内の河川等から取水している土地改良施設を活用し、農業排水を農業用水として循環させ、霞ヶ浦への排水流出を抑える「循環かんがいシステム」の構築を行う。

●畜産環境保全対策の推進（畜産課）

畜産農家と耕種農家の連携により、家畜排せつ物処理施設の整備と堆肥の有効利用による資源循環型農業を促進する。

また併せて、霞ヶ浦流域における畜産環境負荷軽減対策を推進する。

(1) 霞ヶ浦流域の畜産による負荷削減対策の推進

畜産は本県農業産出額の1/4を担う重要な基幹部門となっているが、一方では霞ヶ浦の汚染要因の一つになっていることから、霞ヶ浦流域内畜産農家と流域外耕種農家のマッチングによる良質堆肥の広域流通を促進する。

そのため、堆肥の届出を推進するとともに、耕種農家と堆肥需給情報を共有化し、生産現場における堆肥の流通促進を図る。

事業名	事業内容
良質堆肥広域流通促進事業	「茨城県たい肥利用促進協議会」へ堆肥コーディネーターを設置し、堆肥の広域流通促進活動を支援する。 また、堆肥利用集団による施設・機械整備への補助、堆肥利用実証圃設置などを支援することにより、生産現場における堆肥利用の拡大を図る。

(2) 家畜排せつ物処理施設等の整備に対する助成

家畜排せつ物の処理・利用を推進するため、堆肥化施設、運搬機械等の整備に対して支援する。

(3) 家畜排せつ物の農外利用促進

家畜排せつ物の農外利用を促進するため、エネルギー源としての利用方法について、モデル農場の設置等を通じて調査・検討し、新たな家畜排せつ物処理及び利活用を推進する。

●「茨城をたべよう運動」の展開（販売流通課）

生産、流通、消費関係の団体や行政機関で構成する「茨城をたべよう運動推進協議会」を中心に、県民一丸となって本県農林水産物を食べて応援する「地産地消運動」を強力に推進する。

また、本県の新鮮で安全な農林水産物を県内外に広く発信し、地産地消の気運の醸成や農林水産物の消費拡大を図るため、「茨城をたべよう収穫祭」を実施する。

- ・毎月第3日曜日の「茨城をたべようDay」とそれから始まる一週間の「茨城をたべようWeek」の周知・普及
- ・直売所、量販店等に「茨城をたべようフラッグ」を掲出
- ・各種イベント等での地産地消PR
- ・生産者と消費者の交流活動を支援
- ・県産農林水産物やそれらを使った料理、加工品等の試食・販売を行うイベントの開催



●米の消費拡大の推進（販売流通課）

県産米による米飯給食の提供回数の増加や、小麦粉の代替としての米粉の利用を推進し、米の消費拡大を図る。

事業名		事業内容
県産米販売推進・消費拡大事業	米飯給食普及拡大事業	次代を担う小中学生に対して、ごはんを中心とする日本型食生活を普及定着させるために米飯給食等の拡大を支援する。

②高品質で商品価値の高い農産物づくりと販売力の強化

●儲かる園芸産地の育成（産地振興課、販売流通課）

(1) 消費者ニーズに対応した産地づくりとブランド化の推進

消費者ニーズに対応した産地づくりを進めるため、市場卸売会社と連携した新たな品目の導入や、本県で開発した品種・技術等によるオリジナル商品づくりを進め、農家の経営安定を図る。

「いばらき農林水産物ブランディングビジョン」に基づき、メロンなどの重点品目を中心に本県農林水産物のブランド化に向けた取組を推進しており、特に、県オリジナル品種「いばらキッス」「イバラキング」「恵水」を活用して、ブランドの牽引役となる差別化商品づくりを行う。

また、産地自らがブランド力の強化を目指し、国の新たな地理的表示保護制度、地域団体商標制度等を活用する取組を支援することにより、一層の差別化・ブランド化につなげる。

(2) 契約取引の推進

販売先の確保による経営の安定化を図るため、加工・業務用（中食・外食等）の需要に対応した契約取引を推進する。

(3) 施設・機械等の整備

消費者ニーズに対応した産地づくりや付加価値の高い青果物等の安定供給のために必要な、施設や機械等の導入を支援し、競争力の強い園芸産地の育成を図る。

(4) 中山間地域の園芸推進

中山間地域において、地域特性を活かした高付加価値化・集約的園芸作物の導入を検討し、生産に必要な施設・機械等の整備を支援するとともに、新たな儲かる園芸産地を育成する。

(5) 燃油価格高騰緊急対策

燃油価格の高騰の影響を受けにくい構造への転換を進めるため、県協議会を設置し、施設園芸の省エネルギー設備のリース導入を支援するとともに、農業者と国の拠出により、燃油価格の急上昇による経営への影響を緩和する仕組み（施設園芸セーフティネット）の推進を図る。

(6) 次世代施設園芸の推進

施設園芸の生産性向上を目的とした高軒高ハウスを活用し、研修会等を通じて本県の実情に適合した高度な施設園芸技術の普及を図り、次世代型施設園芸産地の育成を推進する。

事業名	事業内容
園芸産地ブランド力強化支援事業	本県産農林水産物のブランド化を推進するため、県オリジナル品種「いばらキッス」「イバラキング」を活用して、ブランドの牽引役となる差別化商品づくりを支援する。 産地自らがブランド力の強化を目指し、国の新たな地理的表示保護制度、地域団体商標制度等を活用する取組を支援することにより、一層の差別化・ブランド化につなげる。
儲かる果樹産地形成支援事業	生産者、行政、実需者等で構成するコンソーシアム（産地協議会）を形成し、新品種・新技術等を実証導入することで県内果樹産地の構造改革を推進する。
契約取引推進体制強化事業	生産者と食品事業者等との契約取引を推進するため、マッチングサイト等を活用した契約取引の一層の推進を図る。
いばらきの園芸産地改革支援事業	消費者ニーズに対応した産地づくりやコスト低減・作業省力化のために必要な施設や機械等の整備に加え、施設園芸の省エネ設備等の導入を支援する。
(中山間産地改革支援型)	中山間地域において、地域特性を活かした高付加価値化・集約的園芸作物の導入を検討し、生産に必要な施設・設備等の整備を支援するとともに、新たな儲かる園芸産地を育成する。
農産園芸共同利用施設整備事業費	国内農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援する。
燃料価格高騰緊急対策	燃料価格高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、省エネルギー設備のリース導入、燃油価格高騰時に農業者と国の拠出による補填金を交付するセーフティネットの構築を支援する。

●いばらき農業元気アップ作戦の展開（農業政策課）

「食の安全安心・高品質をめざすエコ農業いばらき～消費者のベストパートナー茨城農業～」の確立を目指して、生産現場の創意と工夫に満ちた取組を応援し、茨城農業改革を推進する。

事業名	事業内容
食と農のチャレンジ事業	生産現場での課題解決に向け、農業分野以外の人々の意見なども積極的に取り入れながら、農業者や農業者等の組織する団体等自ら創意工夫する新たな取組に対し支援する。

●買ってもらえる米づくり（産地振興課、販売流通課）

(1) 経営所得安定対策の周知・加入促進

米・麦・大豆やそばなどを対象として稲作農家の経営の安定と水田の有効活用を図るため、経営所得安定対策の説明会の開催等により制度の周知に努めるとともに加入促進を図る。

・平成27年産米の需要量に関する情報【主食用米の生産目標数量】

全国 7,510,000トン（面積換算値 1,420,000ha）

本県 337,370トン（面積換算値 64,630ha）

○主な国の施策

施策名	施策内容
畑作物の直接支払交付金	麦・大豆やそばなどの生産目標数量に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産に要する費用と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付する。
水田活用の直接支払交付金	水田で麦・大豆や新規需要米などの戦略作物を生産する農業者に対して、主食用米並の所得を確保し得る水準の交付金を面積払いで直接交付する。 なお、飼料用米と米粉用米については、数量払いを導入する。
米の直接支払交付金	米の生産目標数量に従って生産を行った販売農家等に対して、平成29年産までの時限措置として「米の直接支払交付金」を交付する。

○県における施策の展開

経営所得安定対策の円滑な実施による食料自給率の向上と、米の生産調整の実効性の確保による水田農業経営の安定を図るため、新規需要米の推進や高品質米生産に向け、以下の施策に取り組む。

○県の施策

施策名	施策内容
農産振興条件整備支援事業	飼料用米や米粉用米などの新規需要米の作付け拡大や高品質米生産に必要な施設や機械などの整備に対し支援する。

(2) 茨城の「買ってもらえる米づくり」の推進

「消費者や実需者に買ってもらえる米づくり」を推進するため、県産米全体の品質の底上げを図るとともに食味評価向上や業務需要米導入に取り組む産地を育成する。

具体的には、モデルほ場の設置などによる高品質米生産運動を基礎とし、食味評価の向上やニーズに対応した米づくりを推進する。

さらに県産コシヒカリの統一銘柄「いばらきのガンバリコシヒカリ」や「地域オリジナル米」のPRにより、本県産コシヒカリ全体のイメージアップを図る。

事業名	事業内容
買ってもらえる米づくり推進協議会等設置事業	県及び各地域に茨城の米振興協議会等を設置し、県産米の品質改善等を図るとともに、水稻新品種「一番星」の高品質・安定栽培技術を確立するとともに、茨城「コシヒカリ」のイメージアップを図るため、食味の最高評価「特A」獲得を目指したモデルほ場を設置し、実需者等の多様なニーズに対応できる米の産地育成を推進する。
茨城県産米ブランド確立事業	県産米の販売力強化を目的に、「ふくまる」のブランド化推進と販売体制の確立、「コシヒカリ」の銘柄化と販促活動を支援する。
「ふくまる」による茨城米競争力強化事業	「ふくまる」推進協議会を設置し、生産振興戦略を策定するとともに、土壌別栽培マニュアル作成のための実証ほ場の設置や先進的栽培技術の実証と確立などを行い、「ふくまる」の普及拡大を推進する。

●本県農林水産物のPRと販売促進（販売流通課、産地振興課、畜産課）

(1) 「いばらき農林水産物」の販売促進とブランドづくり

首都圏の量販店等を活用したキャンペーンや各種イベント及び直売所を核とした県内外の消費者へのPR、新たな商品開発や販路拡大を進めるための商談会の開催等により本県農林水産物の販売促進を図るとともに、ブランド化の重点品目（メロン、梨、野菜、米、常陸牛、常陸秋そば）をはじめとした魅力ある県産農林水産物及び加工品を積極的にPRし、消費者から認められる農林水産物のブランド化を進める。

事業名	事業内容
いばらきのおいしさ普及拡大事業	カタログ販売会社や首都圏の料理店等を対象に販売促進活動を展開することにより、首都圏における本県農林水産物の販路拡大と「食」を通じた本県のイメージアップを図る。 また、大阪や北海道において、本県青果物の販売促進キャンペーンを実施する。
いばらき農産物ブランド力強化事業	本県産農産物のブランド力を強化するため、食の専門家等を起用し、ブランドの牽引役となる差別化商品づくりを支援するとともに、高級品としての販路拡大や効果的なPRを推進する。 また、県産品の知名度向上と贈答品としての需要を喚起するため、本県の厳選した商品を掲載した「プレミアム商品カタログ」や「茨城県産米プレミアム商品券」を作成し、割引販売を行う。

事業名	事業内容
いばらき農産物販売力強化事業	首都圏のいばらき農産物提供店で集中的に行う「茨城フェア」や、国内最大級の大規模商談会「スーパーマーケットトレードショー」への出展支援等を通じて、本県農林水産物の販売促進や販路開拓を図る。
いばらきの農林水産物イメージアップ推進事業	県のホームページ（いばらき食と農のポータルサイト）を活用し、本県農林水産物のイメージアップと販売促進を図る。
いばらき農産物等輸出拡大事業	ジェトロや商社等との連携を強化しながら、農業者等が行う本県特産品（メロン、梨等）の輸出の取組を支援するとともに、ロットの拡大のため、船便輸送を想定した低コスト輸送技術試験を実施することなどにより、農林水産物等の輸出を促進する。
茨城県産米ブランド確立事業（再掲）	県産米の販売力強化を目的に、「ふくまる」のブランド化推進と販売体制の確立、「コシヒカリ」の銘柄化と販促活動を支援する。
農産物需要拡大事業	本県産の稲、麦、大豆、そば、落花生及び常陸大黒の需要拡大とブランド化を図る。

(2) 茨城の銘柄畜産物のブランド力向上と販売促進

常陸牛、ローズポーク、いばらき地鶏に代表される茨城の銘柄畜産物のブランド力の向上と販売促進活動を推進する。

事業名	事業内容
銘柄畜産物ブランド支援事業	銘柄畜産物（常陸牛、ローズポーク、いばらき地鶏）のさらなるブランド力を向上させるため、生産者団体等が行うPR活動や品質を向上するための取組に対して支援する。 また、常陸牛については、海外輸出に向けた取組等を推進する。

(3) 産地情報の発信

消費者の安全・安心を求めるニーズに対応して本県産農産物をPRするため、生産集団等が生産履歴や産地、作物などの情報を発信する「いばらき農産物ネットカタログ」（愛称：いばらき農みるねっと）の運営を支援する。

事業名	事業内容
いばらき農産物ネットカタログ運営事業	農産物の生産履歴情報等を提供する「いばらき農産物ネットカタログ」の安定的な運営を支援するとともに、登録推進と認知度の向上のためのPR等を行う。

●自給飼料に立脚した畜産経営の推進（畜産課）

自給飼料の生産拡大、遊休農地等における放牧などを推進し、自給飼料に立脚した畜産経営、安全・安心な畜産物の供給体制の構築を図る。

○飼料増産対策事業

- ・飼料増産推進会議を開催するとともに、飼料の生産拡大のための指導等や飼料用米、稲WC S等における耕種農家とのマッチングを実施
- ・飼料自給率の向上を図るため、耕作放棄地等での放牧の普及・拡大を推進
- ・自給飼料生産体制の整備に対して支援

●6次産業化の推進（販売流通課）

6次産業化の推進により農業所得の向上や儲かる農業を実現するため、地域の農林水産物等を活用した新商品・新サービスの開発や販路開拓を支援するとともに、アグリビジネス講座の開設や講座修了生の活動支援などを行う。

また、新たな新商品開発の試作や研究開発を支援するため、オープンラボトリーの活用を促進するとともに指導体制を強化する。さらに、多様な事業者が連携して取り組む新商品開発や施設整備を支援する。

●地域資源活用・農商工等連携の推進（産業政策課、販売流通課）【再掲 P. 96 参照】

●先進技術の開発と普及（農業経営課）

本県農林水産物の商品性向上や農業経営における低コスト化を図るため、バイオテクノロジー等を利用した実用化技術の開発を推進する。

<これまでの主要な成果>

- ・コギクの需要期安定出荷に向けた露地電照技術の確立
- ・「常陸大黒」の真空調理方法の確立
- ・土壌中のウイルス濃度測定に基づいたピーマンモザイク病発生防止対策
- ・かんしょ「べにまさり」・「ベニアズマ」の生いもデンプン含量に基づく、食味安定のための出荷方法の確立
- ・バイオブシー家畜胚の保存技術の確立
- ・体細胞クローン牛の作出と検定法の確立
- ・たい肥を活用した施肥設計システム「たい肥ナビ」の開発
- ・抵抗性クロマツ等の優良種苗増殖技術の開発
- ・菌根性きのこを活用した林業用苗木の育苗技術の開発

○品種登録及び出願中の品種

作物名	品 種 名	特 性 ・ 特 徴	品種登録状況
水稲	ゆめひたち	中生，良食味，耐倒伏性強	H12年7月登録
	ひたち錦（酒米）	晩生の早，耐倒伏性強	H15年3月登録
	一番星	極早生，大粒，耐冷性，高温耐性強	H26年5月登録
	ふくまる	早生の晩，多収，大粒で玄米品質に優れる	H26年5月登録
陸稲	ゆめのはたもち	耐干性強，良食味	H12年2月登録
	ひたちはたもち	早生の早，耐干性強，耐病性強	H20年3月登録
ペニシインゲン	常陸大黒	黒色大粒豆，品質極良	H14年7月登録
ねぎ	ひたち紅っこ	葉鞘太・長，濃赤紫，良食味，鍋物向き	H19年8月登録
いちご	ひたち姫	大果，5～6月収穫，良食味	H21年2月登録
	いばらキッス	良食味，乱形・奇形果発生少，形状良	H24年12月登録
メロン	イバラキング	大果，5～6月収穫，良食味	H22年9月登録
しそ	ひたちあおぼ	葉形良，外観品質優	H24年2月登録
クリ	神峰	早生，大果，良食味	H15年2月登録
なし	早水	早生，大果，糖度高	H23年12月登録
	恵水	9月下旬収穫，糖度高，日持ち良	H23年12月登録
きく	常陸サマーレモン	レモンイエロー色，頂点咲き，7月中旬開花	H22年3月登録
	常陸サニーホワイト	白色，頂点咲き，7月中旬開花	H22年9月登録
	常陸サマーゴールド	黄色，8月中旬開花	H22年9月登録
	常陸サマールビー	赤紫色，頂点咲き，8月中旬開花	H23年3月登録
	常陸オータムホワイト	白色，9月中旬開花	H23年3月登録
	常陸オータムパール	白色，9月中旬開花	H23年3月登録
	常陸オータムレモン	レモンイエロー色，8月下旬～9月上旬開花	H23年3月登録
	常陸サニールビー	濃赤紫色，頂点咲き，6月中下旬開花	H23年3月登録
	常陸サマースノウ	白色，頂点咲き，7月下旬～8月中旬開花	H23年3月登録
	常陸サマールージュ	濃赤紫色，頂点咲き，7月下旬～8月上旬開花	H27年3月登録
	常陸サマーシルキー	白色，頂点咲き，7月下旬～8月上旬開花	H27年3月登録
	常陸サニーパピラ	白色，頂点咲き，6月下旬～7月上旬開花	H27年3月登録

作物名	品 種 名	特 性 ・ 特 徴	品種登録状況
グラジオラス	プリンセスサマーイエロー	黄色にオレンジ色の覆輪、上向きらせん状花、早生	H19年3月登録
	常陸あげぼの	オレンジ色の中輪系、極早生	H20年3月登録
	常陸はなよめ	ピンク色に白のぼかし、耐病性強	H24年1月登録
カーネーション	さんご	淡い黄橙色に赤色の条斑、フラワーアレンジメント・花束向け	H25年1月登録
	きらり	地色が薄い黄色で、極薄いピンク色の覆輪が入る、スプレータイプの大輪系	H27年3月登録
	ふわわ	地色が薄い白色で、極薄ピンク色の覆輪が入る。スプレータイプの早生で収量が多い	H27年3月登録
イタリアンライグラス	はたあおぼ	晩生、多収、耐倒伏性	H18年2月登録
	優春	硝酸態窒素含有量低、耐倒伏性	H20年3月登録
	アキアオバ3	晩生、多収、耐倒伏性	H21年3月登録
	ハルユタカ	多収、高消化性	H27年3月出願
しば	つくば姫	緑化期間長、濃緑、茎が密	H19年2月登録
	つくば輝	緑化期間長、茎太、都市緑化向け	H19年2月登録
	つくば太郎	緑化期間長、生育旺盛、都市緑化向け	H19年2月登録
センリョウ	紅珠	赤実の品種、高品質、多収性	H24年7月出願公表
	黄珠	黄実の品種、収量高い	H24年7月出願公表

発 明 の 内 容	登 録 ・ 出 願 状 況
局所施肥方法及び施肥ノズル	H23年3月特許登録
養液栽培装置と方法	H20年10月特許登録
栗甘露煮の製造法	H23年3月特許登録
葉菜類の鮮度保持方法	H24年12月特許登録
局所施肥方法及び施肥ノズル	H25年4月特許登録
養液栽培装置と方法	H26年7月特許登録
ポーベリア・バッシアナ 12B 菌株及び該菌株を用いた微生物農薬	H25年5月特許出願

③農業生産を支える基盤づくり

●農業担い手の確保・育成（農業経営課）

(1) (公社)茨城県農林振興公社における事業

農業内外から新たな担い手を確保・育成するために、(公社)茨城県農林振興公社において次のような事業を行う。

事 業 名	事 業 内 容	対象者等
新規就農相談センター事業	(公社)茨城県農林振興公社に就農相談員を設置して、就農準備から実際に就農するまでの各種の相談に応じる。 また、担い手確保・育成のためのPR活動の実施、農業大学校等での就農促進講座などの開催を行う。	就農希望者、農業関連高校生、農業大学校生等
ニューファーマー育成研修助成事業	就農予定時の年齢が45歳以上の新規参入希望者や就農を希望する農家子弟を、一定期間研修生として受け入れる先進的農業者等に助成する。	公社の指定を受けた農業者等
短期農業体験研修助成事業	県内に就農を希望する青年等に対し、短期間の体験的研修を受け入れる先進的農業者等に助成する。	短期研修を受入可能な農業者等

(2) いばらき営農塾の開設

就農希望者や就農して間もない者、団塊世代の定年退職者等を含めた中高年Uターン者等に対して、体系的・基礎的な研修を農業大学校で実施し、農業技術等の早期習得を支援する。

	営農支援研修	定年帰農者等支援研修
研修内容	本格的な農業経営を行うために必要な幅広い農業技術等の研修	営農に必要な基礎的な農業技術等の研修(水稻入門コース、野菜入門コース)
会場	農業大学校(茨城町)	農業大学校(茨城町)

(3) 新規就農者の就農定着促進

青年の就農意欲の喚起と定着を支援するため、就農前の研修期間と就農直後の所得を確保するための給付金を給付する。

また、農業の経営基盤を持たない新規参入者等が就農しやすくするために実践農場の整備を支援する。

事業名	事業内容
新規就農総合支援事業	独立・自営就農を目指す原則45歳未満の方を対象に、就農前の研修期間（最長2年間）及び経営が不安定な就農直後（最長5年間）の所得を確保する給付金（最大150万円/年）を給付する。
いばらき実践農場整備支援事業	J Aや農業法人等が事業主体となり、未利用農地等を活用して新規就農者を受け入れる実践農場を整備する際、県は農地借地料、施設・機械のリース料、技術等アドバイス料などの経費の1/4を助成する。

●農業経営の確立への支援（農業経営課）

(1) 認定農業者等への融資に対する支援

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、認定農業者や集落営農組織が借り受けた融資に対して国、県及び市町村が利子助成を行うことにより借受者の利子負担を軽減し、経営規模拡大や機械・施設の整備などを総合的に支援する。

事業名	事業内容
農業経営基盤強化資金利子助成金	認定農業者が日本政策金融公庫の「農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）」を借り受けた場合の県及び市町村による利子助成。 なお、平成27年度と同資金の貸付けについては、条件により国による貸付け当初5年間の無利子化措置あり。
認定農業者育成確保資金利子助成金	認定農業者が「農業近代化資金」を借り受けた場合の県及び市町村による利子助成。
農業改革推進資金利子助成金	農協が融資する「新認定農業者育成特別資金」及び「新集落営農組織育成特別資金」について県及び農業系統の利子助成により無利子化。

(2) 経営構造対策

望ましい農業構造を確立するため地域農業の担い手となるべき経営体の育成・確保及び担い手への農地利用集積など構造改革の加速化に資する機械・施設等の整備を支援する。

事業名	事業内容
経営体育成支援事業	人・農地プラン等に位置付けられた地域の中心経営体等が融資を受け農業用機械や施設を整備する場合、融資残額の一部を補助する。
地域担い手確保育成整備事業	地域農業の担い手となる青年農業者等が経営体育成支援事業を活用し、農業用機械・施設を整備する場合、初期投資の軽減等を図るため県が上乗せ補助する。

(3) 農地集積対策

地域での徹底した話し合いに基づく人・農地プラン、経営再開マスタープランの策定や、プランに位置づけられた地域の中心となる担い手への農地集積に必要な取組を支援する。

事業名	対象市町村	事業内容
農地集積総合支援事業	全市町村 (公社)茨城県 農林振興公社	農地の中間受け皿となる農地中間管理機構の整備・運営に対する支援と農地の出し手への機構集積交付金の交付により、担い手への農地集積を推進する。
人・農地問題解決加速化支援事業	下記市村を除く38市町村	市町村に対して、人・農地プランを作成・更新する経費を交付する。 また、人・農地プランの実行を推進する地域連携推進員（農地集積推進員）の設置に係る経費を助成する。
地域農業経営再開復興支援事業	6市村※	市町村に対して、経営再開マスタープランを作成・更新する経費を交付する。

※農地に津波被害を受け国から指定された6市村（北茨城市、高萩市、日立市、東海村、鹿嶋市、神栖市）

● J A 生産部会体制の強化（農業経営課）

事業名	事業内容
産地の担い手づくり支援事業	生産組織基盤の強化や産地の維持拡大、担い手の確保育成を図るため、JA自身が行う消費者の多様なニーズに対応できる生産部会体制強化の取組に対して支援する。

●生産基盤の整備（農地整備課）

(1) 生産基盤の整備

大規模経営や複合経営の展開を可能とする水田や畑のほ場の区画整理や水田の汎用化、水田や畑における基幹的農業水利施設の新設・更新、農作物の流通を担う農道の整備など、農業生産の基礎となる生産基盤整備を進める。

事業名	地区数	事業内容
経営体育成基盤整備事業	39	将来の農業生産を担う経営体（担い手）を育成し、その担い手が地域農業の中心的役割を果たせるよう、必要となる区画整理や用排水路、農道等の基盤整備を総合的に実施する。
県営かんがい排水事業	32	水利用の安定と合理化を図るため、農業生産の基礎となる水利条件を整備する。 ・用水機場、排水機場、用水路工、排水路工
県営畑地帯総合整備事業	17	畑作農業経営の体質強化を図るため、農業用排水施設や農道及び区画整理等の基盤整備を総合的に実施する。
計	88	

(2) 農業水利施設の長寿命化対策

農業水利施設の適切な保全管理に努めるとともに、既存施設の有効活用と施設の長寿命化によるライフサイクルコストの低減を図るため、計画的な施設の補修・更新を進める。

(3) 生産基盤の整備とあわせた農地流動化

低コスト化農業の実現を図るため、ほ場整備と一体的に農地流動化を推進する。

目的	事業名	地区数	事業内容
農地流動化（ソフト）	経営体育成関連流動化促進事業	9	地域の合意に基づく土地利用調整等を促進し、農地の利用集積の促進を図る。
	農地集積基盤整備推進事業	7	貸手農家の土地改良事業分担金の軽減を図ることにより、担い手への農地集積を促進する。

(4) 畑地かんがい活用型大規模産地の育成

事業名	対象地区	事業内容
畑地かんがい活用大規模産地育成事業	石岡台地 鹿島南部 ほか2地区	消費者に安全で新鮮・高品質な青果物を安定的に供給するため、畑かんマイスターの派遣等により国営農業水利事業により確保した用水の有効活用を促進し、高収益な園芸産地の育成を図る。

●広域営農団地農道の整備（農村環境課）

農業生産性の向上と流通の合理化を進めるため、基幹となる農道の整備を実施する。

地区名	関係市町村	関係面積	主要工事及び数量	総事業費	進捗率(%) (H26年度まで)	工期年度	
						着手	竣工予定
県北東部	常陸太田市, 日立市, 高萩市, 北茨城市, 常陸大宮市	11,256	道路工L=29,189 m	25,769	92	S56	H29
つくば下総	つくば市, 坂東市, 常総市, 土浦市, 下妻市, 境町	28,060	道路工L=12,786m	7,674	94	H5	H31
計	2地区	39,316	41,975m	33,443	92		

●国営農業水利事業の推進（農地整備課）

○那珂川沿岸農業水利事業

那珂川沿岸周辺8市町村8,617haを対象に、農業用水の水源確保と安定供給を図り、生産性の高い農業が営めるよう大規模な農業水利事業を実施する。

<事業概要>

受益面積 (ha)	工 期	事 業 内 容	事業費 (億円)	進捗率 (%) (H26年度まで)
8,617	H4～H30	ダ ム 1ヶ所 (新設) 頭首工 1ヶ所 (改修) 揚水機場 5ヶ所 (改修4ヶ所) 用水路 123km (改修62km)	782	75

<事業概要図>



<施設計画>

ダ ム	御前山ダム (農業用水専用ダム) 中心遮水ゾーン型ロックフィルダム 総貯水量 7,200千立方メートル 有効貯水量 6,500千立方メートル
揚 水 機 場	那珂川揚水機場 (新設) 1.95 m ³ /S (水戸市飯富町) 赤沢揚水機場 (改修) 0.72 m ³ /S (東茨城郡茨城町赤沢) 下江戸揚水機場 (改修) 2.30 m ³ /S (那珂市下江戸) 渡里揚水機場 (改修) 3.71 m ³ /S (水戸市渡里町) 大杉山揚水機場 (改修) 2.53 m ³ /S (水戸市三の丸)
頭 首 工	小場江頭首工 (改修) 5.13 m ³ /S (常陸大宮市三美)
用 水 路	幹線用水路 123km (改修62km)

<関係市町村>

水戸市, ひたちなか市,
常陸大宮市, 那珂市, 茨城町,
大洗町, 城里町, 東海村

④林業・木材産
業の活性化

●緑の循環システムの整備（林政課, 林業課）

木を植え、育て、伐採し、木材を有効活用する『緑の循環システム』を確立するため、公益的機能の低下した森林の間伐や、県産材の利活用などを推進するとともに、県民みんなで森林を守り育てる意識の醸成を図る。

(1) 森林機能緊急回復整備事業

森林の公益的機能を回復させるため、荒廃した森林の緊急間伐や作業道等の路網整備のほか、未利用間伐材の搬出・運搬に対して助成する。

(2) 身近なみどり整備推進事業

平地林や里山林を対象とした地域の整備目的に沿った森林づくりに対して助成する。

(3) 森林づくり推進体制整備事業

高性能林業機械のレンタル経費に対して助成する。

(4) いばらき木づかいの家推進事業

県産材の利用促進と需要拡大を図るため、木造住宅建築に対して助成する。

(5) いばらき木づかい環境整備事業

県・市町村等施設の県産材を活用した木造化・木質化の推進や、学校等への県産材を使用した机・椅子等の木製品の導入に対して助成する。

(6) いばらきの森普及啓発事業

森林の働きや重要性などの普及啓発を行うほか、森林づくりや木づかい・森林環境学習活動の取組に対して助成する。

(7) 森林・林業体験学習促進事業

現地体験型学習として自然観察施設等において自然観察やネイチャーゲームなどを実施するほか、校内体験型学習として小中学校において木工工作や森林作業を実施する。

また、学校敷地内などで森林環境教育を推進するための環境整備及び指導に助成する。

●造林・間伐等の推進による機能豊かな森林の育成（林政課、林業課）

健全で活力ある森林の育成を図るため、造林、間伐等を計画的に実施するほか、地域における森林整備促進のための活動に対して、森林整備地域活動支援交付金を交付する。

●海岸防災林の再生（林業課）

津波被害などに対し減災効果の高い海岸防災林の機能強化を図るため、広葉樹等の植栽や保育、松くい虫被害木の伐採等を実施する。

●林業担い手の確保・育成と高性能林業機械の普及促進（林政課）

- ・森林整備の担い手を確保・育成するため、森林整備担い手対策基金を活用して、担い手の福利厚生の実施等を行うとともに、茨城県林業労働力確保支援センターを通じて、林業事業者の雇用管理の改善や、新たに林業に就業する者に対する支援を行い、林業労働力の確保・育成を総合的に推進する。
- ・森林組合改革を推進するための提案型施業や低コスト林業技術の導入などに対して支援を行うとともに、林業の機械化により効率的な施業を行うため、高性能林業機械の導入及びレンタル経費に対して助成するほか技術者の養成及び作業システムの確立と普及を図る。

●林業生産基盤の整備（林業課）

- ・林業経営の合理化と生産性の向上、森林整備の促進を図るとともに、山村地域の生活環境基盤を充実させるための林道を整備する。
- ・奥久慈地域（常陸大宮市、常陸太田市、大子町）の林業の活性化を図るとともに、地域の振興と定住環境を改善するための奥久慈グリーンライン林道の整備を推進する。

●特用林産物の生産振興と需要の拡大（林政課）

- ・きのこ及びうるし産地としての魅力度をアップするとともに、生産者と消費者の交流会等のイベントを通して、生産振興・消費拡大を図る。
- ・試験研究機関である茨城県林業技術センター「きのこ研究館」と連携し、本格的にきのこの生産を目指すグループへの支援を行う「生産者支援施設」の利活用を促進する。
- ・きのこ類の安全性を確保するため、安全な原木を確保するとともに、放射性物質検査を徹底し、安全・安心な原木しいたけの生産再開を推進する。
- ・出荷制限等の市町村については、制限の解除に向けて放射性物質の影響を低減させるための生産工程管理の実施により、安全な原木しいたけを生産するよう指導する。

（単位 生産量：t、生産額：百万円）

区分 対象作物	平成 24 年（実績）		平成 25 年（実績）		対 前 年 比（%）	
	生産量	生産額	生産量	生産額	生産量	生産額
生しいたけ	687	530	619	529	90	100
まいたけ	236	151	435	283	184	187
ぶなしめじ	1,939	789	1,987	908	102	115

⑤消費者ニーズに
応える高品質な水産物供給体制の構築

●夢のあるいばらき漁業の構築（漁政課、水産振興課）

- ・資源管理を実践する漁業者の経営安定を図るため、国の資源管理・漁業経営安定対策に基づき、資源管理計画の履行確認や資源状況の把握、漁業者への指導等を行う。
- ・漁船・漁労設備の近代化を図るため、漁業近代化資金や無利子の沿岸漁業改善資金等の制度資金の融通を行う。
- ・漁業調査指導船「いばらき丸」等を活用した水産資源の解析や人工衛星画像解析等による漁海況予測技術の開発を進めるほか、鹿島灘はまぐり等の主要資源加入動向調査に取り組む。
- ・復旧した栽培漁業センターにおいて、「第6－2次栽培漁業基本計画（平成 27 年度～28 年度）」に基づき、ヒラメ、アワビ、鹿島灘はまぐり等の種苗生産・放流や技術開発を行うとともに、アユの種苗放流の取組を支援する。

- ・漁獲可能量（TAC）制度及び漁獲努力可能量（TAE）制度により、国が定めた魚種のうち、県に割り当てられたTAC及びTAE（知事管理分）の漁業種類別配分量やその管理方法等を定めた県計画を策定し、適切な進行管理を行う。
- ・漁業生産の増大のため、人工魚礁を整備する。
- ・漁業者等による水産資源の保護・培養に重要な藻場等の保全活動を支援する。
- ・漁業の担い手不足に対応するため、漁業就業者確保育成センターを運営し、漁業労働力需給情報の収集・提供等を実施するほか、漁業者グループの経営改善に向けた取り組みを支援する。
- ・漁業士や漁業後継者の活動を支援するとともに、漁業者交流大会を開催し、漁業地域の活性化を図る。
- ・水産業協同組合の経営改善を指導するとともに、漁協経営基盤の強化を図るため、系統上部団体と連携し、合併等の組織再編を促進するための指導を行う。

●交流・連携による地域の活性化（漁政課、水産振興課）

- ・量販店における水産物フェアを開催するほか、地魚取扱店による産地情報PR活動を支援し、本県水産物の販売促進を図る。
- ・消費者との接点である量販店や地魚取扱店と提携したプレゼントキャンペーンを実施し、本県水産物の消費喚起と産地イメージの向上を図る。
- ・本県産水産物の消費拡大や地産地消を図るために創設した「いばらきの地魚取扱店認証制度」を推進する。
- ・東日本大震災の影響で、従来より遠隔地から加工原料を調達するために増加した輸送経費や販路の回復・創出に係る経費に対して支援し、水産加工業の経営安定を図る。
- ・水産加工関係団体が行う新製品等の品評会開催を支援し、水産加工品の消費拡大やPRを進める。
- ・水産加工業経営の安定を図るため、加工原魚の買付や新製品開発等に必要な低利資金を融通する。
- ・遊漁の振興を図るため、遊漁船業者の登録や利用者への安全指導を行うとともに、県遊漁船協議会の活動充実を図る。また、漁業と遊漁との紛争防止や問題解決に取り組む。
- ・漁港内のプレジャーボート等を指定された施設に係留させ管理することにより、円滑な漁港利用を進める。



●消費者に信頼される水産物の提供（漁政課、水産振興課）

- ・消費者に安全な水産物を提供するため、漁業調査指導船「いばらき丸」等により計画的に魚介類のサンプリングを行い、放射性物質の検査を実施するとともに、消費者に解かりやすく情報発信を行う。
- ・漁港については、災害復旧工事を優先しつつ、水産業の総合的な基地づくりと併せ、豊かで住みよい地域づくりに資するため、計画的に整備を進める。

区分	箇所	内容	計画期間
漁港の整備	平潟漁港	(現計画終了)	H14～28 (5年延長)
	大津漁港	(H27 休止)	
	那珂湊漁港	護岸整備(河川港)等	
	波崎漁港	西防波堤、泊地浚渫、漁港浄化施設等	H24～33

- ・産地市場の衛生管理の点検指導や、貝毒等の検査を通じ、安全安心な水産物の供給に努める。
- ・量販店における水産物フェアを開催するほか、地魚取扱店による産地情報PR活動を支援し、本県水産物の販売促進を図る。(再掲)
- ・消費者との接点である量販店や地魚取扱店と提携したプレゼントキャンペーンを実施し、本県水産物の消費喚起と産地イメージの向上を図る。(再掲)

●霞ヶ浦北浦・内水面の水産業の振興（漁政課、水産振興課）

- ・霞ヶ浦北浦の水産資源の回復と漁場環境の改善を図るため、水生植物帯（ヨシ帯）を造成する。
- ・水生植物帯の保全活動を行う団体を支援する。
- ・漁業により混獲される外来魚など未利用魚を回収することにより、魚体を通じ窒素やリンを回収し、水質浄化及び漁業被害の防止を図る。
- ・瀬沼産やまとしじみや久慈川のアユなどの増殖研究に取り組むほか、全国的に不漁となっているウナギについて、生息状況等を調査する。
- ・内水面における水産資源の維持増大を図るため、増殖対策やカワウ対策の取組を支援する。
- ・県北地域の久慈川、那珂川にサクラマス幼魚を集中放流し、サクラマス資源の増大による遊漁振興を図る取組を支援するとともに、関連情報を発信し、県北地域の振興に資する。
- ・量販店における水産物フェアを開催するほか、地魚取扱店による産地情報PR活動を支援し、本県水産物の販売促進を図る。（再掲）
- ・消費者との接点である量販店や地魚取扱店と提携したプレゼントキャンペーンを実施し、本県水産物の消費喚起と産地イメージの向上を図る。（再掲）

⑥農山漁村の活性化

●交流・協働による活力とうるおいのあるふるさとづくり（農村環境課）

都市との交流活動等を促進し、活力とうるおいのあるふるさとづくりを推進する。

事業名	事業内容
都市農村交流推進事業	市民農園開設支援研修会などの開催やホームページによる情報発信を行い、都市農村交流を推進する。

●うるおいと活力ある農村の形成（農村環境課）

- ・農業及び農村の健全な発展並びに県土の均衡ある発展を図るため、地域の特性に応じて農業生産基盤及びこれと関連をもつ農村生産環境の整備を総合的・一体的に実施する。
- ・農地・農業用水等の資源や農村環境を保全していくため、農業者と地域住民が一体となって行う農業用排水路の保全管理活動（草刈り、水路の補修等）や農村地域の景観形成活動、農地周りの農業用排水路等の施設の長寿命化のための活動（補修・更新）などを支援する。

事業名	地区数	事業内容
農村振興総合整備事業	4	農村地域の特性に応じた生産基盤及び生活環境基盤を総合的に整備する。 ・農業生産基盤整備，農村生活環境基盤整備
農村空間整備事業	2	農村の有する豊かな自然，農業伝統文化や農村景観等を展示物とし，地域全体を「田園空間博物館」として位置づけ，地域・都市住民のための自然，歴史を楽しむ博物館として整備する。 1～数市町村の全域を対象とする。
農村交流基盤整備事業	1	農村の有する豊かな自然，農業伝統文化等多面的な機能を再評価し，地域の特性を生かした魅力ある田園空間づくりによる都市との共生を推進するため，地域の新たな人の流れの創造を図る道の整備を行う。
多面的機能支払交付金	—	地域共同で行う地域資源（農地，水路，農道等）の基礎的保全管理，資質向上を図る共同活動，施設の長寿命化を図る活動等に対して支援する。

●中山間地域農業・農村の活性化（農村環境課）

条件不利地域である中山間地域の活性化を図るため、基幹産業である農業の振興と快適に暮らせる生活環境の整備を推進する。

事業名	地区	事業内容
元気な農山村創生チャレンジ事業	9	地域が主体的に取り組む農林業の振興を通じた地域活性化のための体制づくりや、ネットワークづくり等に対して支援する。
いばらきの園芸産地改革支援事業 中山間産地改革支援型	4	中山間地域において、地域特性を活かした高付加価値化・集約的園芸作物の導入を検討し、生産するために必要な施設・機械等の整備を支援するとともに、新たな儲かる園芸産地を育成する。
中山間地域アグリビジネスモデル創出調査研究事業	3	大学の専門知識・技術及びアイデアを中山間地域の活性化に活かすため、地域と大学等が連携して地域の課題解決に取り組みながら、持続可能なアグリビジネスの創出につなげるための調査研究を行う。
中山間地域等直接支払交付金事業	9	多面的機能の確保を図るため、5年以上継続して農業生産活動を行う農業者等に対し交付金を交付する。
中山間地域総合整備事業	3	地域の立地条件に即した農業生産基盤や農村生活環境基盤等の整備を総合的に実施する。
中山間地域農業基盤整備促進事業	4	生産条件が不利な中山間地域において水田から畑地への転換等のために行う簡易な基盤整備に対して支援する。
ふるさと水と土保全対策事業	—	中山間地域等における土地改良施設等の保全活動支援等のために造成した基金を活用し、土地改良施設の利活用及び保全活動等の促進に対する支援を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと水と土基金 6.6億円（H5～H9積立） ・棚田地域水と土基金 3.6億円（H10～H11積立）

●耕作放棄地の解消とその有効活用（農業経営課）

耕作放棄地は依然として増加傾向にあることから、その解消と有効利用に向けた取り組みを推進する。

事業名	事業内容	実施主体
耕作放棄地再生利用対策交付金等	耕作放棄地の再生や土づくり、再生農地において利用する農業用機械・施設の整備等を総合的に支援する。 (H21～H30)	茨城県耕作放棄地対策協議会
いばらきの畑地再生事業	耕作放棄地の解消及び未然防止のため、点在する耕作放棄地及び周辺農地を一括で借上げ、一体的に整備したのち、担い手に貸し付ける。(H25～H27)	(公社)茨城県農林振興公社

(4) 人・もの・情報が活発に行き交う交流社会づくり

①魅力ある観光の推進	<p>●誘客の促進（観光物産課）</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 漫遊いばらき観光キャンペーン事業 本県の優れた観光資源を全国に宣伝紹介し誘客の促進を図るため、観光キャンペーン等を展開する。<ul style="list-style-type: none">・各種の広報媒体を活用した宣伝活動・県内各地を紹介する広域周遊促進事業の展開・旅行業者等を対象とした誘致活動の展開・広域周遊観光等を促進する市町村・観光事業者の連携に対する支援(2) いばらきプレミアム観光推進事業 本県への宿泊旅行の動機付けと、旅行者の周遊促進による観光消費額増加を図るため、「宿泊券」及び「周遊券（観光施設入場料、お土産品、レンタカー、タクシー等で利用可能）」を発行する。(3) いばらき夢ガイド設置事業 「いばらき夢ガイド」を設置し、首都圏や茨城空港就航先の観光イベント等において観光情報などのPRを行うとともに、茨城空港インフォメーションや茨城マルシェなどでも案内等を行い、本県の観光魅力を発信する。(4) 魅力発信支援事業 首都圏や北関東道沿線において、電源地域を中心とした本県の優れた観光資源を雑誌やフリーペーパー等を活用して情報発信するとともに、観光キャンペーンなどで広く紹介し、本県への誘客を促進し、観光産業の育成を図る。(5) いばらき・とちぎ魅力発信事業 栃木県と一体となった宣伝活動を実施し、広域観光の魅力を発信し、旅行意欲を増加させるとともに、旅行商品造成支援等により茨城空港の就航先から観光客を誘致する。(6) 海水浴客誘客対策事業 本県への海水浴客の誘客を促進するため、宿泊施設やマリンスポーツ体験、入浴施設等で利用できるプレミアム付き商品券（マリン券）を発行する。(7) 茨城空港就航先誘客促進事業 茨城空港就航先からのモニターツアーを実施し、本県の観光魅力を紹介するとともに、旅行商品造成の働きかけや修学・研修旅行の誘致により、本県への誘客を図る。(8) いいねいばらきJR大型観光キャンペーン事業 JR東日本と連携しながら本県のイメージアップを図るとともに、東海道線東京・品川・横浜方面をはじめとする首都圏での販路拡大と新たな客層の誘致を推進する。 <p>●国際観光の促進（観光物産課）</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 国際観光誘客促進事業 近隣県との連携による海外旅行者やメディア招へいを実施し、広域観光の推進を通じて県内宿泊商品の造成を促進するとともに、観光資源のPR等を行うことにより本県への外国人観光客の誘客を促進する。(2) 広域国際観光連携事業 上記(1)による連携のほか、より遠方の自治体と広域観光を推進するために、台湾や東南アジア等からの観光客に対して訴求力のあるストーリー性やテーマ性に富んだ多様な広域ルートを開発し、本県への外国人観光客の誘客を促進する。(3) 外国人観光客誘客促進事業 中国、台湾、東南アジア等からの観光客の増加と県内周遊の定着化等を図るため、本県の知名度向上及び旅行商品の造成促進や催行支援を行うとともに、県内の受入体制づくりを進める。<ul style="list-style-type: none">・現地での旅行博を活用した商談会、本県を含む旅行商品及び本県観光のPRやメディア等を活用したPRの実施
------------	---

- ・中国語、英語、タイ語等に堪能な者や旅行動向に精通した者を雇用し、誘客に向けた各種取り組みの実施
 - －茨城空港内での旅行者サポート
 - －旅行者に対するモデルコースの提案や紹介・あっせん
 - －県内のホテル・旅館や商業施設への外国語表記支援、無料Wi-Fi提供環境整備支援
 - －県内宿泊商品を造成・催行した現地旅行者に対する支援など
- ・首都圏にある海外の旅行者等を回って本県を含む旅行商品の造成を働きかける職員を採用
- ・県内宿泊商品に対する無料バスの提供
- ・免税店舗数の拡大を目的に免税店舗拡大セミナーを開催（5回）
- ・口コミ効果による本県PR、魅力向上、おもてなし促進を目的に、世界最大の旅行口コミサイトであるトリップアドバイザーの担当者を招請し、研修会を開催（1回）

●観光施設の整備・改修の促進（産業政策課）

地域活力強化融資（観光おもてなし施設整備枠）（新規融資枠5億円）

融資対象	観光施設の整備・改修を行う場合
融資限度額	設備資金：5億円（保証付の場合は2億8,000万円）
融資期間	12年以内（うち据置期間2年以内）
融資利率	償還期間によって、年1.5～1.9%（保証付き） 年2.0～2.4%（保証なし）

●観光客の受入態勢の充実・強化（観光物産課）

(1) おもてなしレベルアップ事業

いばらき観光おもてなし推進条例の制定を踏まえ、全県的なおもてなし気運の醸成、観光知識や接客スキルの向上を図る。

- ・基調講演や事例発表会などを行う「おもてなし県民大会」、接客研修などを行う「おもてなし講座」を開催
- ・県内の主要観光資源、おもてなし向上の心得を紹介するハンドブックを作成
- ・接客スキルアップのために開催される、自主的な観光ボランティア研修に対し助成
- ・観光マイスター制度を創設
 - －観光案内に必要な、地域の魅力を紹介するガイドブックを作成
 - －ガイドブックから出題する筆記試験、面接による接客試験を実施
 - －合格者の表彰、PR（合格者は、おもてなし講座等の講師として活用）

(2) 外国人観光客誘客促進事業（再掲）

●本県物産の販売促進（観光物産課）

(1) 県産品インターネット販売促進事業

加工品、農産物、工芸品を一括して閲覧・購入できる県産品販売サイトを立ち上げ、割引でネット販売する。

(2) 茨城ブランド育成・販路拡大支援事業

多様化する消費者ニーズに対応した売れる商品づくりを促進するため、本県の名産品・特産品について専門家によるアドバイス等をふまえながら、商品の磨き上げを図る。

●いばらきのイメージアップの推進（広報広聴課）

各種メディアを積極的に活用し、観光や食など茨城の魅力を発信し、本県のイメージアップを推進する。

(1) テレビ情報発信強化事業

テレビを活用し、本県の観光地や特産品などを首都圏の視聴者に向け発信する。

○「磯山さやかの旬刊！いばらき」

・テレビ朝日 毎週金曜日 午前10:25頃～（2分）

・ダイジェスト版（4本/週 30秒）※県ホームページやYouTubeなどで動画を公開

(2) いばらきアンテナショップ運営事業

東京銀座の「茨城マルシェ」において、県産品の販売や料理の提供等を通じて、メディアや消費者に対し、本県の魅力をPRする。

(3) 県外メディア活用魅力発信強化事業

①パブリシティ活動強化事業

PR会社等を活用し、メディアへの効率的・効果的なパブリシティ活動を推進する。

②関東ローカル局等活用

関東圏や茨城空港就航都市などのローカルテレビ局等を活用し、観光や特産品等のCMを放送する。

(4) イメージアップキャンペーン推進事業

①イメージアップキャンペーン

テレビ等で活躍する本県出身のタレント等を活用し、メディア等でのPR活動を通じて本県の魅力を全国に向けて発信する。

②水戸黄門キャラクター活用

「水戸黄門」の知名度を活用し、県内外のイベント等に参加し、観光や特産品など本県の魅力をPRする。

(5) いばらき大使等活用事業

「いばらき大使」等本県ゆかりの著名人にイベントやメディアへの出演を依頼し、広報宣伝効果を高めることで観光誘客や県産品の販売促進を図る。

(6) フェイスブック等を活用した情報発信

フェイスブック等を活用し、双方向の情報発信により本県の魅力を紹介する。

●郷土愛の醸成と県民総参加による魅力の発信（広報広聴課）

県民が郷土の魅力や文化を再認識し、郷土愛を育むとともに、自ら積極的に情報発信するよう本県の歴史や文化、豊かな地域資源などを紹介する。

(1) 広報紙「ひばり」、新聞・ラジオ広告

県の施策や県内の話題を各種媒体を通じて発信する。

(2) 「先輩からのメッセージ」講演会の開催・放送

いばらき大使等が母校等において、ふるさと茨城の素晴らしさや生きる誇りを後輩たちに伝える講演会を開催するとともに、この講演会を中心とした番組を制作し、県内メディアを活用して発信する。

(3) いばらきインターネットテレビ事業

インターネットを活用し、県内各地域の様々な情報を動画により県内外に発信する。

●茨城県フラワーパークの集客力向上（産地振興課）

○フラワーパーク集客力向上対策事業

花の少ない冬期の入園者を確保し、年間を通じた集客力の向上を図るため、11月～1月にイルミネーション展示を実施する。

②個性を活かした魅力的な地域づくりの推進

●フィルムコミッションの推進（観光物産課）

(1) フィルムコミッション

①目的

- ・映像を通じて本県のイメージアップや観光など交流の促進を図る。
- ・新たな地域資源を発掘し、魅力ある地域づくりにつなげる。

②事業内容

ア 県内外へのロケ情報発信

- ・県民等へのロケ情報の発信（放映のお知らせ、エキストラ募集等）
- ・メディアへの資料提供（ロケ支援実績等）

イ ロケ地を活用した交流拡大

- ・観光など交流の促進（ロケ地マップ作成、観光パンフレット等への情報掲載等）

ウ ロケ誘致の拡大、ロケ支援の充実強化

- ・映像製作会社へのPR（ホームページの更新）、ロケ適地の発掘、いばらきロケ地ツアーの開催

エ 全県的なロケ支援体制の確立

- ・県フィルムコミッション等協議会の運営（ロケ適地情報の共有、研修会の開催等）

オ 関係機関との連携

- ・ジャパン・フィルムコミッション、日本映画監督協会等との連携

③ロケ実績（平成26年度）

- ・映画「進撃の巨人」（高萩市：AP&P高萩事業所）
- ・映画「龍三と七人の子分たち」（水戸市：茨城県庁，土浦市：土浦駅前 他）
- ・映画「ローリング」（オール水戸ロケ）
- ・TVドラマ「花燃ゆ」（常陸大宮市：緒川河川敷，石岡市：畑 他）
- ・TVドラマ「永遠の0」（笠間市：筑波海軍航空隊記念館 他）

(2) 映像祭を活用した茨城の魅力発信事業

①目的

- ・米国アカデミー賞公認国際短編映画祭と連動し、いばらきショートフィルム大賞作品を募集するとともに、受賞作品を国内外で上映し、茨城の魅力を発信する。

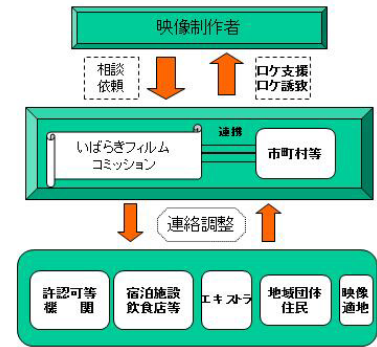
②実績

ア 応募作品

- ・第1回 100 作品
- ・第2回 82 作品

イ 上映状況

- ・映画祭 16 回
- ・各種施設 27 回
- ・インターネット 3 本
- ・イベント 4 回
- ・全国の都道府県立図書館
- ・県内市町村の図書館



●歴史的・文化的資産の保存・活用と公園の整備推進（公園街路課）

魅力ある観光拠点として、偕楽園や弘道館といった歴史的・文化的資産の保全・活用を図るとともに、多様なレクリエーションニーズに対応した公園の整備を推進する。

●地域再生の推進（地域計画課）

地域経済の活性化や地域雇用の創出を推進するため、国が補助金制度の改革、権限移譲などの支援を行う地域再生制度を活用し、地域自らの創意工夫による地域の特性や資源を活かして地域の再生を図ろうとする取組を推進する。

●自主的・個性的な地域づくりの推進（地域計画課）

住民・企業など多様な主体の参加と連携による地域の振興を図る地域づくりに対する支援を行い、特色ある地域づくりを推進する。

- ・いばらき地域づくりねっこの運営
- ・地域づくり団体茨城県協議会の運営

●サイクリング環境の整備（地域計画課、道路建設課）

筑波山・霞ヶ浦など、本県の恵まれた自然環境を活かし、桜川土浦自転車道線（通称：つくばりんりんロード）と潮来土浦自転車道線（通称：霞ヶ浦自転車道）を含む霞ヶ浦湖岸の道路を一体のものとしたサイクリングコースを設定するとともに、沿線市町村と連携して、ソフト・ハードの総合的な環境整備を進め、日本一のサイクリング環境を構築し、その魅力を国内外に発信することにより、交流人口の拡大を図る。

- ・水郷筑波サイクリング環境整備事業

●移住・二地域居住の推進（地域計画課）

本格的な人口減少社会を迎え、東京圏から地方への新しい人の流れを作るため、本県への移住等に関する受け入れ体制や相談・情報提供体制を整備するとともに、若者による移住モニター体験等の実施に取り組むことにより、本県への移住・二地域居住を推進する。

- ・いばらき移住・二地域居住推進強化事業
- ・いばらき移住体験推進事業

●つくばエクスプレス沿線のまちづくり（つくば地域振興課、都市整備課）

つくばエクスプレス沿線地域において、環境に優れた質の高い良好な住宅地を提供するなど、土地区画整理事業による「住む街」の整備とあわせて、つくばの大きな特徴である研究学園都市の知的集積を活かして「働く街」を形成、企業誘致を推進する。

さらに、「充実した都市機能」、「豊かな自然」、「知的な環境」という3つの魅力を楽しむ本県沿線地域ならではのライフスタイルを「つくばスタイル」として提唱し、積極的にPRしながら宅地販売を推進する。

市町村名	地区名	施行者	地区面積 (ha)	事業期間 (年度)	総事業費 (億円)	平成 27 年度事業概要
守谷市	守谷駅周辺	守谷市	39	H 6 ～ H21	247	
	守谷東	組 合	40	S63～H18	207	
つくば みらい市	伊奈・谷和 原丘陵部	茨城県	275	H 5 ～ H29	718	清算手続
つくば市	萱丸	都市再 生機構	293	H12～H30	511	区画道路工事, 造成工事, 公園整備工事, 換地処分等
	島名・福田 坪	茨城県	243	H12～H41	558	区画道路工事, 造成工事, 物件補償等
	上河原崎・ 中西	茨城県	168	H12～H41	369	区画道路工事, 造成工事等
	葛城	都市再 生機構	485	H12～H30	670	造成工事, 清算手続等
	中根・金田 台	都市再 生機構	190	H16～H33	264	区画道路工事, 造成工事, 調整池工事, 物件補償等

●つくば国際会議場の運営（つくば地域振興課）

筑波研究学園都市の研究開発機能や国際交流機能の強化、及び集客効果による地域経済の活性化を目的に、つくば国際会議場の適切な管理運営を行う。

所在地	つくば市竹園2丁目20番地3号
敷地面積	約 16,600 m ²
延床面積	約 23,000 m ²
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造4階建
施設構成	1,258人収容大ホールほか中小18室の会議室
主な設備	6ヶ国語同時通訳設備、400インチハイビジョン対応プロジェクター、AVネットワーク設備、TV会議システム、LAN設備、その他
総事業費	約 186億円（うち県事業費約 146億円） ※（独）科学技術振興機構との合築
開館	平成 11年6月1日
催事件数	1,538件 うち国際会議 63件（平成 26年度実績） ※ 日本政府観光局（JNTO）発表の「2013年（暦年）国際会議統計」において、つくば国際会議場の国際会議件数は33件で、全国の施設の中では第14位、国際会議場施設別では第5位となった。

●県北地域の振興（県北振興課）

(1) “いばらき さとやま生活” の発信

県北地域における豊かな自然環境を活かした魅力あるライフスタイル「いばらきさとやま生活」の首都圏等への情報発信などにより、移住・二地域居住を推進する。

(2) 県北地域ビジネス創出支援事業

大学との連携や起業家育成講座の開設による、地域の資源等を活かしたビジネスプランの作成や事業化に向けた支援を行う。

(3) アイデア提案型インターンシップ促進事業

県版の地域おこし協力隊を活用し、インターンシップを希望する大学生の新鮮なアイデアを活かした地元企業の新商品開発や事業改善などに取り組む。

(4) いばらき食彩の里推進事業

県北地域の代表的な食資源である「常陸秋そば」の首都圏におけるPRや、「常陸秋そばフェスティバル」に合わせて、地元そば店等を巡るスタンプラリーを実施する。

(5) クリエイティブ企業等進出支援事業

今後成長が見込まれるクリエイティブ企業の県北地域への誘致を促進するため、シェアオフィスの整備や企業等の事業所開設に対する支援を行う。

(6) 県北アウトドア魅力発信事業

バンジージャンプ等の県北地域の豊かなアウトドア資源の魅力情報を発信するとともに、アウトドアスポーツ体験イベントの開催により、新たなアウトドア愛好者を掘り起こす。

(7) 教育・研修旅行等促進事業

首都圏の学校等に対する農家民泊を中心とした体験型教育旅行の誘致活動や地元の受入れ体制の整備に取り組むとともに、「茨城県北ジオパーク」などの地域資源を活用したツアーを造成し、観光客等の誘致を図る。

(8) いばらき移住体験推進事業（お試し居住）

県北地域への移住を促進するため、移住希望者を対象にお試し居住の機会を提供する。

(9) 県北アートフェスティバル開催準備等事業

（仮称）県北国際アートフェスティバルの開催に向けて実行委員会を設置し、具体的な実施計画を策定するとともに、中核作品の制作やオフィシャルグッズ開発などの関連事業を行う。

(10) 過疎地域の自立促進

県過疎地域自立促進方針及び同計画（H22～H27）に基づき、過疎地域の振興を推進するとともに、次期方針及び計画（H28～H32）を策定する。

(11) 過疎地域自立促進交付金

市町過疎計画に基づき、過疎市町（4市町・9地域）が過疎対策事業債を財源に実施する各種施策に対して支援する。

●水郡線の活性化（企画課）

県北地域のさらなる誘客と振興を図るとともに、水郡線及び沿線地域の活性化を図るため、県・沿線市町・JR等が連携して、PR活動及び関連イベント等を展開していく。

●圏央道 I C 周辺における市街地の整備（都市整備課）

圏央道阿見東インターチェンジ周辺において、流通・生産・研究・業務等の産業系と商業系及び住居系を併せ持つ複合的な市街地整備を図る。

○阿見吉原土地区画整理事業（愛称：いぶきの丘阿見東 全体計画約 161ha）

平成 11 年 6 月 都市計画決定

平成 15 年 11 月 事業計画の決定【東工区事業化】

平成 18 年 1 月 事業計画（第 1 回変更）の決定

平成 22 年 9 月 事業計画（第 2 回変更）の決定【西南工区事業化】

平成 24 年 11 月 事業計画（第 3 回変更）の決定【大街区化等】

平成 25 年 7 月 事業計画（第 4 回変更）の決定【土地利用計画変更】

平成 26 年 2 月 換地処分公告【東工区】

	東工区	西南工区	全体	備考
計画面積	55.2ha	105.6ha	160.8ha	
事業期間	H15～H30	H22～H36	—	清算期間 5 年を含む
事業費	約 86 億円	約 146 億円	約 232 億円	

<平成 27 年度事業概要>

- ・東工区：清算業務，保有土地の処分 等
- ・西南工区：道路及び宅地の整備，保有土地の処分 等

●ひたちなか地区の整備（地域計画課ひたちなか整備室）

(1) 開発計画の概要

ひたちなか地区の開発は、北関東地域の新たな国際物流拠点としての茨城港常陸那珂港区や首都圏の広域的レクリエーション需要の増大に対応する国営ひたち海浜公園などの整備を中心に推進している。

用途	具体的用途（予定施設等）	面積（ha）	事業主体
国営公園用地	国営ひたち海浜公園	350.0	国土交通省
流通港湾施設用地	茨城港常陸那珂港区 ※当初面積 194ha は陸地部分のみ ※ 中央ふ頭地区、南ふ頭地区が完成した際は 748ha となる 石炭火力発電所	194.0 (748)	茨城県、国土交通省 東京電力株
	流域下水道終末処理場（那珂久慈浄化センター）	35.0	茨城県
土地区画整理事業用地	事業用地（留保地（国有地）、県取得地）	258.7	茨城県
	公園用地（ひたちなか市長砂公園） （ひたちなか市総合運動公園）	22.6	ひたちなか市
	上水配水場用地（ひたちなか市馬渡配水場）	2.2	ひたちなか市
	漁業無線局用地（茨城県漁業無線局）	1.0	茨城県
	広域斎場用地（常陸海浜広域斎場）	2.3	ひたちなか・東海広域事務組合
	道路（R245 他）	5.8	茨城県、ひたちなか市
	準国有地（安全運転センター）	0.3	自動車安全運転センター
	民有地	1.7	
自動車安全運転センター用地	自動車安全運転センター	100.0	自動車安全運転センター
日本原子力研究開発機構用地	東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所	34.0	日本原子力研究開発機構
市街地整備用地	土地区画整理事業関連用地（阿字ヶ浦土地区画整理事業）	11.7	ひたちなか市
幹線道路用地	幹線道路5路線 他	76.8	茨城県、ひたちなか市
工業団地造成事業用地	常陸那珂工業団地	73.4	茨城県
	公園用地（ひたちなか市那珂湊運動公園）	12.0	ひたちなか市
	現道	0.5	ひたちなか市
合計		1,182.0 (1,736.0)	

注：（ ）は埋め立て地を含む面積である。

(2) 開発の現況（関連主要事業）

<茨城港常陸那珂港区>

- H10.12 北ふ頭内貿地区供用開始
- H11.5 内航定期航路開設
- H12.5 北ふ頭外貿地区供用開始
- H12.8 外航定期航路開設
- H13.2 中央ふ頭工事着工
- H18.3 中央ふ頭耐震強化岸壁（－7.5m）供用開始
- H21.8 中央ふ頭－9.0m 岸壁供用開始

<常陸那珂火力発電所>

- H10.12 1号機着工
- H15.12 1号機営業運転開始
- H21.7 2号機着工
- H25.12 2号機営業運転開始

<北関東自動車道関連>

- H11.7 東水戸道路及び常陸那珂有料道路全線供用開始
- H12.3 常磐自動車道に接続
- H20.12 東北自動車道に接続
- H23.3 北関東自動車道全線供用開始

<国営ひたち海浜公園>

- H3.10 一部（70ha）開園（H27.3現在199.5ha開園）



<常陸那珂土地区画整理事業地>

H元.10 事業計画決定

H9.2 換地処分

<常陸那珂工業団地>

H元.11 工事着工

H5.2 分譲開始

<ひたちなかテクノセンタービル>

H9.7 業務開始

(3) 国際港湾公園都市構想

県北地域はもとより、本県全体の均衡ある発展を図るため、茨城港常陸那珂港区や国営ひたち海浜公園が整備されるひたちなか地区及びその周辺地域において、快適な環境の職場と質の高い遊びの場が融合した「ビジネス・アンド・プレジャー」の実現を目指した都市づくり構想である。

国際港湾公園都市は、次の3つの都市像から構成される。

- ・国際的な流通拠点都市
- ・高度技術産業集積都市
- ・レクリエーション・リゾート都市

(4) 都市づくりの方針

ひたちなか地区においては、茨城港常陸那珂港区や北関東自動車道（H23年3月全線開通）などの基盤整備が順調に進んでいる。これらを踏まえ、常陸那珂国際港湾公園都市構想の実現に向けて、土地区画整理事業により都市基盤の整備が図られた市街地地区において賑わいと活力のある都市づくりを進めるとともに、工業団地等においては高度先端技術産業を基本としながら集積の進む建設機械をはじめ港湾利用型の産業の集積を図り、県北地域の新たな生産物流拠点の形成を目指す。

- ・常陸那珂土地区画整理事業地の土地利用計画の決定（H5.7）
- ・ひたちなか地区留保地利用計画の決定（H18.8）

●いばらきのイメージアップの推進（広報広聴課）【再掲 P.116 参照】

●郷土愛の醸成と県民総参加による魅力の発信（広報広聴課）【再掲 P.117 参照】

●いばらきイメージアップ大賞による取組等の顕彰（地域計画課）

元氣ないばらきづくりに貢献する県民・企業・行政などの様々な取組を表彰し、県内の優れた活動や地域資源を県内外にアピールすることにより、郷土への誇りの醸成と県の一層のイメージアップを図る。

表彰名：いばらきイメージアップ大賞

●東関東自動車道水戸線の整備（道路建設課）

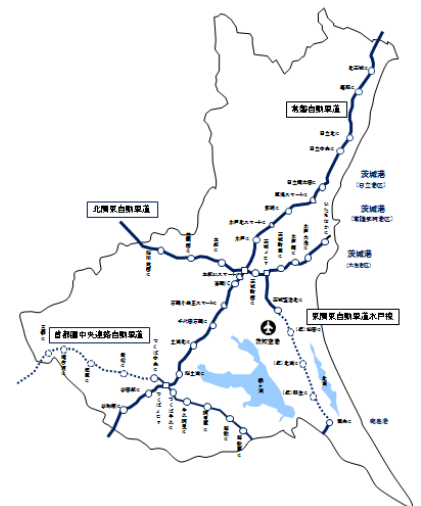
茨城港や鹿島港などの重要港湾、成田空港、茨城空港などの国際拠点を結び、地域間の連携と交流の促進に寄与する高速自動車国道である。

(1) 全体計画

- ・区間 東京都練馬区～茨城県水戸市
- ・延長 約140km（他路線との重複区間を除く）
- ・規格 高速自動車国道，4車線，
設計速度80～120km/h

(2) 県内計画

- ・区間 千葉県境（潮来市）～水戸市
- ・延長 約51km（他路線との重複区間を除く）
- ・通過市町 潮来市，行方市，鉾田市，茨城町



③多様な交流を支える広域交通ネットワークの充実

(3) 経緯

区 間	延 長	経 緯
千葉県境～潮来 I C	約 2 km	S47 年度事業化 (施行命令) S47. 6 整備計画決定 S62. 11 供用
潮来 I C～ (仮) 銚田 I C	約 31 km	H21 年度事業化 H21. 5 整備計画決定
(仮) 銚田 I C～茨城空港北 I C	約 9 km	H9. 3 整備計画決定 H10 年度事業化 (施行命令)
茨城空港北 I C～茨城町 J C T	約 9 km	H9. 3 整備計画決定 H10 年度事業化 (施行命令) H22. 3 供用

(4) 平成 27 年度事業概要

- ・ 潮来 I C ～ (仮) 銚田 I C (約 31 km) 用地買収, 工事
- ・ (仮) 銚田 I C ～茨城空港北 I C (約 9 km) 用地買収, 工事

● 筑西幹線道路の整備 (道路建設課)

県西地域の古河市や筑西市などを結ぶとともに、北関東自動車道とも連絡し、水戸市を中心とする県央ゾーンや茨城港等の県北臨海ゾーンとの交流を促進する広域的な幹線道路として整備を推進する。

(1) 全体計画

- ・ 区間 北関東自動車道桜川筑西 I C ～国道 4 号 (古河市)
- ・ 計画延長 約 44 km
- ・ 規格 4 車線 (暫定 2 車線整備)

(2) 整備済区間

- ・ 国道 50 号 4 車線化 (桜川筑西 IC 関連区間) L = 0. 6 km
- ・ 県道筑西三和線関城バイパス開通 L = 4. 3 km
- ・ 筑西市協 111 号開通 L = 3. 0 km
- ・ 筑西三和線 鬼怒川大橋開通 L = 1. 1 km
- ・ 柳橋恩名線 (市道三和 0113 号線) 開通 L = 3. 3 km

(3) H27 事業概要

- ・ 国道 50 号の整備を促進する。
- ・ 筑西市における合併市町村幹線道路緊急整備支援事業 (筑西市道一本松・茂田線) の整備を支援する。
- ・ 県道筑西つくば線 (仮) 小貝川新橋の整備を推進する。
- ・ 鬼怒川大橋～国道 125 号までの区間は、県、結城市、八千代町が分担して整備を推進する。(用地補償・工事)

● ETC専用インターチェンジの整備 (道路建設課)

ETC搭載車に限定した追加のインターチェンジ (スマートインターチェンジ) は、地域の活性化に資することから、構想を持つ地元市町村に対し国や東日本高速道路 (株) との調整や事業に向けた手続き等について積極的に支援する。

○事業中の箇所

- ・ 水戸北スマート I C (フルインター化)

○構想中の箇所

- ・ (仮称) 上河原崎・中西地区スマート I C
- ・ (仮称) つくばみらいスマート I C

●常磐線の東京駅乗り入れの推進（企画課）

平成 27 年 3 月に開業した上野東京ラインによる常磐線の東京駅乗り入れは、利用者の利便性の向上や沿線地域の活性化のみならず、県のイメージアップにもつながることから、沿線自治体等と連携しながら、乗り入れ本数の増加に向けた取組を推進する。

●つくばエクスプレスの利用促進（企画課）

平成 17 年 8 月に開業したつくばエクスプレスの、より一層の利用促進を図るとともに、沿線自治体等と連携しながら、東京延伸に向けた取組を推進する。

○つくばエクスプレスの概要

- ・開業 平成 17 年 8 月 24 日
- ・運行区間 秋葉原～つくば
- ・総延長 58.3km（うち県内延長約 24.2km）
- ・所要時間 45 分（快速電車利用）
- ・駅数 20 駅（うち県内 6 駅）
- ・建設費総額 約 8,081 億円
- ・事業主体 首都圏新都市鉄道株式会社（第 3 セクター）

④茨城空港の就航
対策と利用促進

●茨城空港の利活用促進（空港対策課）

正式名称	百里飛行場（愛称：茨城空港）
位置	小美玉市
空港の種類	共用空港
設置管理者	防衛省
施設概要	A 滑走路 長さ 2,700m×幅 45m B 滑走路 長さ 2,700m×幅 45m 駐機場 19,910 m ² 駐機スポット数 3（自走式）
運用時間	9：30～21：00
就航路線	神戸便（1日 2 往復） 札幌便（1日 2 往復）※6 月末まで一部曜日運休あり 那覇便（1日 1 往復）※神戸経由 福岡便（1日 2 往復）※6 月末まで一部曜日運休あり 上海便（週 8 便）（平成 27 年 4 月現在）

(1) 事業目的

本県の進める陸海空の広域交通ネットワークの一つとして、北関東地域の航空需要に対応する首都圏第三の空港である茨城空港の利活用の促進を図る。

(2) 事業概要

茨城空港の就航路線の維持・拡充や安定的な需要の確保に努めるとともに、旅客ターミナルビルへの誘客策を講じることにより、賑わいのある空港づくりを進める。

(平成 27 年度事業)

○就航促進事業

- ・チャーター便の誘致促進
- ・国内外向けエアポートセールス
- ・運航コスト低減のための対策 など

○利用促進事業

- ・1,000 円レンタカーや乗合タクシーの運行による二次交通の充実
- ・I B R マイエアポートクラブの運営
- ・茨城空港利用圏拡大事業
- ・交付金を活用した各種利用促進キャンペーンの実施 など



⑤安全で利用しやすい港づくり

●茨城港の整備（港湾課）

茨城港は、北関東自動車道などの交通インフラを活用し、産業や人々が交流する拠点性を高め、より国際競争力のある港湾とするため、「日立港」、「常陸那珂港」、「大洗港」の県北3港を統合し誕生した。港湾の規模拡大と知名度の向上によるブランド力の発揮を目指すとともに、各種手続きの一元化を始めとする顧客志向の港湾サービスの提供を進める。

また、東日本大震災により被災した施設については、復旧が完了し、今後は津波・高潮対策施設等の整備による復興事業を進めていく。

(1) 日立港区の整備

完成自動車、石油類、生乳、LNG等を取り扱う物流拠点として整備する。

<主な経緯>

- 昭和 42 年 6 月 重要港湾指定
- 平成 元年 3 月 第4ふ頭-12m岸壁供用開始
- 平成 2 年 7 月 日立港物流センター完成
- 平成 3 年 12 月 第4ふ頭コンテナターミナル供用開始
- 平成 4 年 10 月 県営3号上屋（燻蒸倉庫）が第2ふ頭地区に完成
- 平成 10 年 4 月 第5ふ頭-12m岸壁供用開始
- 平成 11 年 3 月 港湾計画改訂
- 平成 16 年 3 月 第2ふ頭廃棄物埋め立て護岸完成
- 平成 19 年 3 月 泊地（-12m）完成
- 平成 20 年 12 月 県北3港統合により、茨城港誕生
- 平成 21 年 3 月 港湾計画改訂
- 平成 23 年 12 月 港湾計画一部変更
- 平成 24 年 7 月 第5ふ頭地区において東京ガス（株）がLNG基地建設に着手
- 平成 27 年 3 月 港湾計画一部変更

○利用状況〔平成 25 年実績〕

茨城港日立港区概要図



入港船舶 (漁船等を除く)	隻 数：1,260 隻 (外船舶 179, 内船舶 1,081) 総トン数：9,009 千トン (外船舶 3,845, 内船舶 5,164)
取扱貨物量	取扱貨物量：4,890 千トン (外貿 1,129, 内貿 3,761)
主要取扱品目	外貿 輸出：完成自動車、電機機械等 輸入：完成自動車、石炭等 内貿 移出：完成自動車、再利用資材等 移入：石油製品、重油等

○港湾整備に関する基本方針

- ①港湾の安全性の向上を図るため、沖防波堤の整備を進める。
- ②増大する貨物需要に対応するため、第3ふ頭地区の整備を進める。
- ③津波・高潮から港湾背後地を防護するため、護岸・堤防等の整備を進める。

○平成 27 年度事業概要

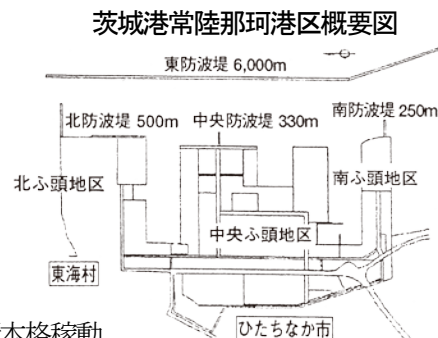
・沖防波堤、第3ふ頭岸壁（-12m）等の整備、護岸等（津波・高潮対策）の整備 等

(2) 常陸那珂港区の整備

国際海上コンテナターミナルを備え、茨城県、栃木県、群馬県の北関東3県の物流を担う中核国際港湾及び首都圏のエネルギー需要の増加に対応する電力供給基地として整備する。

<主な経緯>

- 昭和 48 年 3 月 水戸射爆撃場，日本政府に返還
- 昭和 58 年 3 月 港湾区域認可，地方港湾「常陸那珂港」誕生，続いて重要港湾指定
- 平成 10 年 12 月 北ふ頭内貿地区供用開始
- 平成 12 年 4 月 北ふ頭外貿地区供用開始
- 平成 13 年 2 月 中央ふ頭工事本格着手
- 平成 13 年 4 月 関税法上の開港指定
- 平成 15 年 12 月 東京電力(株)常陸那珂火力発電所本格稼働
- 平成 16 年 3 月 北米定期コンテナ航路第 1 船入港
- 平成 18 年 3 月 中央ふ頭耐震強化岸壁（-7.5m）供用開始
- 平成 20 年 12 月 県北 3 港統合により，茨城港誕生
- 平成 21 年 3 月 港湾計画改訂
- 平成 21 年 8 月 中央ふ頭岸壁（-9m）供用開始
- 平成 24 年 10 月 中国・韓国・東南アジア定期コンテナ航路開設（平成 25 年 3 月に改編され，中国・フィリピン・ベトナム・タイ定期コンテナ航路に変更）
- 平成 25 年 12 月 東京電力(株)常陸那珂火力発電所 2 号機稼働開始



○利用状況〔平成 25 年実績〕

入港船舶 (漁船等を除く)	隻 数 : 1,449 隻 (外船舶 431, 内船舶 1,018) 総トン数 : 16,913 千トン (外船舶 10,677, 内船舶 6,236)
取扱貨物量	取扱貨物量 : 9,294 千トン (外貿 5,350, 内貿 3,944) コンテナ貨物 : 27,962 T E U (外貿 22,387, 内貿 5,575)
主要取扱品目	外貿 輸出 : 産業機械, 金属くず等 輸入 : 石炭, 紙・パルプ等 内貿 移出 : 完成自動車, 製造食品等 移入 : 完成自動車, 紙・パルプ等

○港湾整備に関する基本方針

- ①港湾の安全性の向上を図るため，東防波堤，中央防波堤，耐震強化岸壁の整備を進める。
- ②増大する貨物需要に対応するため，中央ふ頭地区の整備を進める。

○平成 27 年度事業概要

- ・中央ふ頭地区岸壁（-12m），東防波堤，埠頭用地，工業用地，港湾関連用地の整備等

(3) 大洗港区の整備

首都圏と北海道を結ぶカーフェリーを中心とした流通港湾及びマリーナ・海水浴場などを持つ交流拠点として整備する。

<主な経緯>

- 昭和 54 年 5 月 重要港湾指定
- 昭和 60 年 3 月 カーフェリー就航（大洗港～苫小牧港，室蘭港）
- 昭和 63 年 4 月 県立大洗海浜公園供用開始
- 平成 4 年 7 月 マリーナ供用開始
- 平成 6 年 10 月 新フェリーターミナルビル竣工
- 平成 7 年 12 月 第 4 ふ頭旅客船岸壁供用開始
- 平成 14 年 3 月 港湾計画改訂
- 平成 20 年 12 月 県北 3 港統合により，茨城港誕生
- 平成 21 年 3 月 港湾計画改訂
- 平成 25 年 4 月 大洗マリーナがリニューアルオープン



○利用状況〔平成 25 年実績〕

入港船舶（漁船等を除く）	隻 数：620 隻 総トン数：7,666 千トン
取扱貨物量	取扱貨物量：13,755 千トン（うちフェリー貨物 13,728）
主要取扱品目	移出：フェリー貨物、産業機械等 移入：フェリー貨物、化学肥料等

○港湾整備に関する基本方針

- ①漂砂による航路埋没を防止するため、西防砂堤の整備を進める。
- ②高潮浸水被害を軽減するため、東防波堤の整備を進める。
- ③津波・高潮から港湾背後地を防護するため、護岸・堤防等の整備を進める。

○平成 27 年度事業概要

- ・西防砂堤、護岸等（津波・高潮対策）の整備 等

●鹿島港の整備（港湾課）

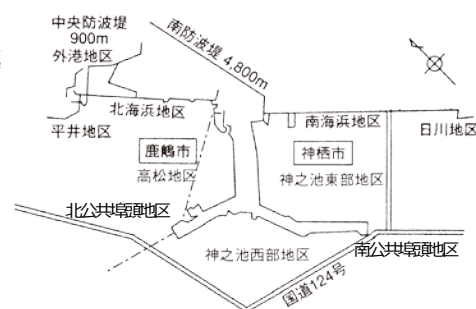
鹿島港は、約 160 社の企業が立地する鹿島臨海工業地帯の海上輸送基地として、また首都圏の一部を後背圏とする物流港湾として整備を進めており、鉄鉱石や原油等の原料、とうもろこし等の穀物の輸入、製品原料等の輸送を支えている。

また、東日本大震災により被災した施設については、平成 25 年度内に復旧が完了しており、今後は津波・高潮対策施設等の整備による復興事業を進めていく。

<主な経緯>

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| 昭和 38 年 4 月 | 重要港湾指定 |
| 昭和 53 年 2 月 | 南公共埠頭一部供用開始 |
| 平成 4 年 4 月 | 南公共埠頭全面供用開始 |
| 平成 4 年 6 月 | 鹿島港南物流センター完成 |
| 平成 4 年 10 月 | 県営 2 号上屋（燻蒸倉庫）が南公共埠頭地区に完成 |
| 平成 14 年 11 月 | 北公共埠頭－10m 岸壁 1 バース目供用開始 |
| 平成 16 年 8 月 | 北公共埠頭－10m 岸壁 2 バース目供用開始 |
| 平成 18 年 2 月 | 北公共埠頭－10m 岸壁 3 バース目供用開始 |
| 平成 19 年 3 月 | 港湾計画改訂 |
| 平成 23 年 5 月 | 国際バルク戦略港湾に選定 |
| 平成 25 年 4 月 | 外港公共埠頭一部（－14m 岸壁（暫定－13m）、1 バース目）供用開始 |

鹿島港概要図



○利用状況〔平成 25 年実績〕

入港船舶（漁船等を除く）	隻 数：13,310 隻（外船舶 1,964，内船舶 11,346） 総トン数：63,891 千トン（外船舶 50,682，内船舶 13,209）
取扱貨物量	取扱貨物量：66,593 千トン（外貨 46,978，内貨 19,615） コンテナ貨物：2,696 T E U（外貨 0，内貨 2,696）
主要取扱品目	外貨 輸出：鋼材、化学薬品等 輸入：鉄鉱石、原油等 内貨 移出：石油製品、鋼材等 輸入：石灰石、重油等

○港湾整備に関する基本方針

- ①港湾の安全性及び利便性の向上を図るため、南防波堤、中央防波堤の整備を進める。
- ②流通機能の拡充を図るため、一般公共貨物を取扱う北公共埠頭及び外港公共埠頭の整備を進める。

③津波・高潮から港湾背後地を防護するため、護岸・堤防等の整備を進める。

○平成 27 年度事業概要

・南防波堤、中央防波堤、北海浜地区防砂堤の整備、護岸等（津波・高潮対策）の整備等

●定期航路の拡充、新規開設（港湾課）

ポートセールスを積極的に推進することにより、港湾取扱貨物の増加を図るとともに定期航路の拡充や新規開設等を促進する。

- (1) 荷主、船社等の企業訪問実施
- (2) 産業立地セミナー、北関東セミナー等の開催
- (3) マスコミ、ホームページ等によるPR

●物流施策等の推進（地域計画課）

- (1) 茨城県総合物流計画の推進

首都圏の物流には、効率化と環境対策が特に厳しく求められる一方、本県では広域交通ネットワークが概成しつつあり、近年、輸送時間の短縮やコスト削減、地域温暖化対策などの面から物流環境の良さが高く評価され、本県港湾の利用や企業立地が着実に進んでいる。

茨城県では、本県の物流ネットワークの早期整備と利用促進に取り組むことにより、こうした流れを加速し、首都圏全体の環境負荷の少ない物流への再編を促すとともに、さらなる企業立地や産業活性化など産業大県づくりを目指す。

計画期間：平成 23 年度～平成 27 年度（5 年間）

基本テーマ：首都圏における環境にやさしい物流ネットワークの形成

基本目標：3つの目標と39施策の展開

- ①首都圏における物流の再編
- ②安全・確実、効率的な物流の推進
- ③環境負荷の少ない物流の実現

重点戦略：基本テーマの実現に向け、上記3つの目標のもとに各種物流施策を展開していく中で特に重点的・優先的に取り組む施策群を「重点戦略」と位置付け、戦略的に取り組む。

- ①効率的で環境にやさしい東西物流の構築
- ②首都圏の一翼を担う生産・物流機能の集積
- ③新たな国際物流の展開

- (2) 広域連携物流特区の推進

北関東自動車道をはじめとする高速道路網や茨城港常陸那珂港区を中心とする港湾地域において、港湾の国際競争力の強化や物流機能の効率化のための規制緩和等を講じることにより、首都圏における新たな物流拠点の形成を図る。

基本目標：首都圏における新たな物流拠点の形成

- ①港湾の国際競争力の強化
- ②ひたちなか地区や内陸部における産業集積の促進
- ③物流拠点を結ぶ利便性の高いアクセスの実現

対象地域：水戸市、日立市、古河市、結城市、常陸太田市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、桜川市、小美玉市、茨城町、大洗町、東海村、八千代町、境町、栃木県の9市町（太字は区域の一部が対象）

規制緩和項目：重量物輸送効率化事業 など

物流は、様々な分野の経済活動を横断的に連携する機能であることから、物流関連事業者や栃木・群馬両県をはじめとする近県との連携を強化し、効果的な施策展開を図る。

⑥新たな物流体系の構築

⑦ ITを活用した
情報交流社会づ
くり

● IT戦略推進指針の推進（情報政策課）

本県情報化の基本指針となる「いばらき IT戦略推進指針」に基づき、地域の絆や活力の形成、安全・安心の確保、産業の活性化、環境負荷の低減、行政サービスの高度化等を目指し、IT施策を展開する。

(1) 基本目標

未来につながる 地域にひろがる スマートいばらき

*smart スマート=賢い、洗練された、活発な

(2) 内容

<目指す将来像>

家庭や事業所のエネルギー利用から地域交通システム、民間や公共サービス、経済活動、県民のライフスタイルまでがITによって緊密に連携・支援されるスマートコミュニティの実現

<基本姿勢>

- ①整備の進んだ情報通信環境とサービスを積極的に使いこなす
- ②元気な地域社会づくりを進める多様な情報化の担い手と連携する
- ③業務とシステムの最適化を図り、行政サービスの向上に取り組む

<重点プロジェクト>

- ①健やか・安心生活実現プロジェクト
- ②快適な地域創造プロジェクト
- ③質の高い行政サービス推進プロジェクト

<施策展開の方向>

- ①ITの利活用による人を育て支え合う、活力ある地域社会の実現
- ②ITの利活用による安全・安心な県民生活の実現
- ③ITの利活用による茨城のイメージアップの推進と地域産業の活性化
- ④ITの利活用における環境負荷の低減
- ⑤ITの利活用における市町村等との連携の推進、行政サービスの向上

(3) 推進

「茨城県高度情報通信社会推進本部（IT推進本部）（本部長：知事）」において全庁的な推進を図る。

(4) 期間

平成 23 年度～平成 27 年度

※東日本大震災を踏まえ、平成 24 年 3 月に、多様な通信手段の確保や情報の収集・共有の迅速化、発信機能の強化、事業の継続性の強化に関する施策を追加し、改定

●国及び市町村と連携した行政サービス（情報政策課）

国や市町村と連携した行政サービスの提供を行うとともに、県民等が各種システムを安全・安心に利用できるように運用を行う。

(1) 情報基盤の運用管理

①総合行政ネットワークの運用

電子自治体の基盤となる、県及び市町村の行政ネットワークを相互に接続する総合行政ネットワーク（LGWAN）の茨城県域部分の運用管理を行う。

②公的個人認証サービスの運営（市町村への交付事務委任）

行政機関等へのオンライン手続を行う際に必要となる電子証明書等の発行を行う。

③社会保障・税番号制度連携システムの整備

社会保障・税番号制度の導入に向けて統合宛名管理システムを構築し、庁内の社会保障・税等のシステムとの連携テストを行う。

(2) 市町村との連携の推進

①いばらき公共施設予約システムの運用

インターネットを利用して県内の公共施設の予約状況案内や利用申込手続が行える「いばらき公共施設予約システム」を運用する。

②統合型GIS（地理情報システム）の運用

県民・企業・行政の地理情報に関する共通情報基盤となる「統合型GIS」の運用を行う。

③電子申請・届出システムの運用

インターネットを利用して、県民・企業等が自宅やオフィスなどから行政に対する各種申請・届出等の手続、イベントや講座の申し込み等が行えるシステムの運用を行う。

④自治体クラウドの推進

市町村によるクラウド導入に向けた業務の見直しや情報システムの検討に関する取組を支援する。

●ITを活用した企業活動の推進（産業技術課）

(1) 中小企業情報化促進事業

中小企業の情報化を促進するため、インターネット等を活用し、産業関連情報や企業情報、受発注情報の提供等を行う。（実施機関：（公財）茨城県中小企業振興公社）

①中小企業データベースの整備、インターネットによる企業情報の発信、メールマガジンによるビジネス関連情報の提供

②中小企業インターネット利用実態調査の実施

(2) ITサポートセンター運営事業

ITサポートセンターを設置し、「いばらきブロードバンドネットワーク（IBBN）」の産業利用等を支援する。

①IBBNの活用やIT化に関する相談

②通信サービスの提供、通信事業者との調整

●電子県庁の推進と効率的な運営（情報政策課、広報広聴課）

行政事務の効率化と県民サービスの充実を図るため、ITを活用した業務改革等を進める。

(1) 業務・システム最適化の推進

県民サービスの充実と簡素で効率的な行政運営を実現するため、情報化統括監（CIO）を中心に、業務の見直しと合わせた情報システムの構築・再構築を推進する。

(2) 県行政情報システムクラウド化の推進

県が構築・運用するシステムを対象としてクラウド化を推進し、システム集約化によるシステム管理の一元化と運用コストの削減を図るとともに、大規模災害時における情報システムの業務継続性の強化やセキュリティの向上を図る。

(3) 県民参画機会の拡充

県のホームページなどを活用して情報公開を進め、行政運営における透明性の向上を図り、県民が主役の県民参画型行政を推進する。

○インターネットを利用した広聴の推進

インターネットにより、県民が県政に関する意見・提案等を提出する機会を充実させるとともに、これらを施策推進の参考とし、その対応状況を公開する。

(4) 情報セキュリティ対策の充実

県民が安心して各種行政サービスが享受できるよう、情報セキュリティ対策の充実・強化を図る。

●ITネットワーク社会づくりの推進（情報政策課）

(1) いばらきブロードバンドネットワークの運営

県民、企業、行政誰もが便利で安価に利用できる本県のIT戦略の基盤として、県と市町村が共同で整備した高速・大容量の情報通信基盤である「いばらきブロードバンドネットワーク（IBBN）」を安全かつ効率的に運営するとともにその利活用を促進する。

①概要

H27.4.1 現在

基幹部分	伝送容量：最大10Gbps
	アクセスポイント（AP）数：15箇所
拠 点	赤塚拠点、産業利用拠点（2箇所）、県庁拠点：1Gbps
	県合同庁舎拠点（5箇所）：1Gbps
	市町村拠点（62箇所）：1Gbps

②運営管理

ネットワークオペレーションセンター(NOC)により、24時間365日対応の運用保守を行うほか、民間・行政を含めたIBBNの利用者に対し技術相談等のサポートを行う。

③利活用

<県民利用>

- 1) 加入者系光ファイバ網の整備による、住民へのブロードバンドサービスの提供（旧七会村）
- 2) プロバイダによるインターネット接続サービスの提供
- 3) 電子申請・届出システムやいばらき公共施設予約システム等による行政サービスの提供
- 4) 公衆無線LAN整備による、県民へのインターネット接続サービスの提供（県庁、県立図書館）

<民間利用>

- 1) 地域企業への高速インターネット接続サービスの提供
- 2) 医療分野（ビデオカンファレンス遠隔医療支援システム及び医療機関テレカンファレンスシステム）での活用
- 3) 事業所間のネットワークの構築
- 4) つくばWANとの相互接続

H27.4.1 現在

区 分	利 用 承 認 済
I S P	12社
民間企業等	73社
医療	25社
工業団地	10団地（28社）
合 計	138社

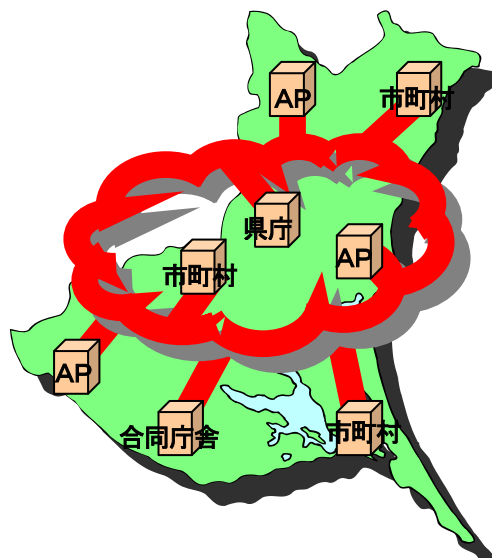
<行政利用>

県と市町村の行政ネットワーク基盤として、業務の効率化及び高度な行政サービスの提供

H27.4.1 現在

システム数	備 考
県関係システム	26 行政情報ネットワーク（53の内部システムを含む）、教育情報ネットワーク、救急医療情報システム、雨量・河川水位情報システム、大気汚染常時監視ネットワーク、震災情報ネットワークシステム、県立医療大学による学術ネットワーク「SINET」接続、行政情報システムクラウド型仮想化基盤等
県・市町村共同利用システム	9 インターネット接続 いばらき公共施設予約システム、原子力防災情報ネットワーク、電子申請・届出システム、建設工事等電子入札システム、教育情報ネットワーク、県域統合型GIS、住民基本台帳ネットワークシステム、いばらきグループウェア共同システム、総合行政ネットワーク（LGWAN）接続
市町村システム	10 合併に伴うネットワーク統合（15市町）、ひたちなか市教育ネットワーク、国采連合会電子帳票システム、後期高齢者広域連合電算処理システム、特定健診等データ管理システム、結城市校務支援システム、TKCクラウドサービス（いばらき自治体クラウド基幹業務）、クラウド型メール・グループウェアシステム（Google Apps）、国保データベースシステム、五霞町情報系システムクラウドネットワーク
合 計	45

「いばらきブロードバンドネットワーク」 イメージ図



(2) 高度情報化の普及啓発等

県全体の高度な情報化を促進するため、県、市町村、民間企業、各種団体、大学等が一体となって、情報化に関する普及啓発や人材育成を図る。

- ・事業主体：茨城県高度情報化推進協議会
- ・内容：
 - ①電子自治体やITについて普及・啓発を図るため、各種セミナーやイベント等を開催する。
 - ②高度情報化に対応できる人材を育成するため、研修会等を開催する。

●公共工事ITの推進（検査指導課）

公共事業において、建設CALS/ECの導入などIT化を積極的に推進することにより、入札手続きの透明化や行政サービスの向上を推進するとともに、事業執行の効率化や品質の確保を図る。

- ・「建設ITいばらき推進協議会」の運営
- ・電子納品の推進
- ・電子入札システム等土木関連システムの共同利用の促進